

官報

号外

平成二十三年七月十四日

○第百七十七回 衆議院会議録 第三十二号

平成二十三年七月十四日（木曜日）

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（内閣提出）及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（横路孝弘君） これより会議を開きます。

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

○議長（横路孝弘君） 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙を行います。

○小宮山泰子君 日本ユネスコ国内委員会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長（横路孝弘君） 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、日本ユネスコ国内委員会委員に加藤公一君を指名いたします。

○小宮山泰子君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

災害対策特別委員長提出、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会

の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君） 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

○議長（横路孝弘君） 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨説明を許します。災害対策特別委員長吉田おさむ君。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔吉田おさむ君登壇〕

○吉田おさむ君 たいいま議題となりました災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

昭和四十八年の第七十一回国会におきまして、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付制度が議員立法により発足し、いわゆる個人災害に対する救済措置が始まりました。その後、数次にわたる災害弔慰金の支給限度額の引き上げ及び災害見舞金制度の新設等の改正を経て、今日に至っております。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺

族に対し支給を行うとされており、また、遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫または祖父母とされております。

しかしながら、最近における社会情勢と家族のあり方の変化により、兄弟姉妹が同一の世帯で支え合いながら生活をしたり生計を維持する家族形態が少なからず出てきております。

今般の東日本大震災においても、兄弟姉妹で世帯を構成している方々で犠牲に遭われた方もおいでになります。兄弟姉妹であっても、被災により肉親を失った心の痛みは、何ら異なるところはありません。また、関係者からも、他の制度に基づく遺族給付金の支給範囲と格差が生じているとの指摘もあるところであります。

このようなことから、本案は、遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合に、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行し、改正後の遺族の範囲に関する規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものであります。

以上が、本法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、本十四日の災害対策特別委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の

調達に関する特別措置法案(内閣提出)及び

電気事業法及びガス事業法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(横路孝弘君) この際、内閣提出、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣海江田万里君。

〔国務大臣海江田万里君登壇〕

○国務大臣(海江田万里君) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

資源価格の乱高下や国際的な資源獲得競争が激化している中、我が国のエネルギー供給における化石燃料の占める割合は依然として高い水準となつております。化石燃料の大半を海外からの輸入に依存している我が国にとつて、エネルギーの安定供給の確保のためには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの純国産エネルギーで

ある再生可能エネルギーの導入拡大は必要不可欠です。このため、再生可能エネルギーに由来する電気の導入の比率を高めていくことが重要です。また、国内外で地球温暖化対策の強化が求められる中、再生可能エネルギーに由来する電気は、発電段階で温室効果ガスを排出しないという強みを有しており、地球温暖化対策にも資するものです。

加えて、我が国経済を成長軌道に乗せるためには、昨年取りまとめた新成長戦略を着実に実現させることが重要です。中でも、日本のすぐれた環境技術・製品を国内外に展開し、成長と雇用の確保を実現するグリーンイノベーションに向けた取り組みの推進は喫緊の課題であり、再生可能エネルギーの導入拡大は、関連産業の成長を通じた市場の確保と雇用の増大に大きく貢献するものであります。

こうした点を踏まえ、本法案により再生可能エネルギーに由来する電気について固定価格買い取り制度を導入し、再生可能エネルギーを用いる発電設備の設置に関して投資回収の不確実性を低減させ、その導入拡大を一層促すことといたします。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課します。

第二に、電気事業者が調達に要した費用については、賦課金という形で、すべての電気の需要家に

に電気の使用量に応じて御負担いただくこととします。その際、再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーの安定供給の確保及び温室効果ガスの削減という国民全体の利益となるものでありますことにかんがみ、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないよう、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるなど、所要の措置を講じます。

第三に、電気事業者に対して再生可能エネルギーに由来する電気について一定量の利用を義務づけてきた電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、今般、再生可能エネルギーの導入拡大効果がより大きいと見込まれる固定価格買い取り制度を導入することから、廃止することといたします。ただし、既存の発電設備の運転に著しい影響が生じないよう、必要な経過措置を講じます。

続きまして、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、グリーンイノベーションの促進といった観点から、再生可能エネルギーの導入拡大が我が国にとって重要な課題となっております。

こうした中で、再生可能エネルギーの導入拡大のために提出した電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案に基づくいわゆる買い取り制度を円滑に実施し、あわせて、再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の合理化等を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、買い取り制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的、固定的なコストの変動に起因する料金等の改定については、簡易かつ機動的な手続として、事前届け出により行うことができることといたします。なお、公益事業に係る規制の整合性の観点から、ガス事業法についても同様の措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー活用のすそ野を広げる観点から、現在、送配電ネットワークの利用が認められていない、地域限定の電気事業者である特定電気事業者が再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する等、規制の合理化を行います。

第三に、買い取り制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たつての紛争の増加が予想されます。このため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行います。

以上が、両法律案の趣旨でございます。(拍手)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出)及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。平智之君。

(平智之君登壇)

○平智之君 民主党の平智之です。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

まず、エネルギー政策の今後についてであります。

現行のエネルギー基本計画では、二〇二〇年までに再生可能エネルギーを一〇%、そして、原子力を含むゼロエミッション電源の比率を、二〇二〇年までに五〇%以上、三〇年までに七〇%を目指すとしております。

しかしながら、新たな原発の増設は極めて困難な状況であり、現行のエネルギー基本計画は、実質的に抜本的な見直しを迫られております。今後、政府は、エネルギー政策全体の見直しをどのように行うのか、そして、再生可能エネルギーをどのように位置づけるのか、お考えをお伺いします。

なお、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度については、国民の負担を伴うものであることから、本来は、まずエネルギー政策全体の見直しを行った上で慎重に議論すべきだとの意見もありますが、この点についても見解をお伺いします。

次に、当面の原子力の位置づけについてお伺いをします。

昨日の記者会見で菅総理は言われました。これからの日本の原子力政策として、原発に依存しない

い社会を目指すべきと考えるに至りました、つまり、計画的、段階的に原発依存度を下げ、将来は原発がなくてもきちんとしていける社会を実現していくと。

私も一人の議員として、基本的にはその考えに賛同するものであり、原子力の将来の方向性は大きい議論するべきものと考えます。しかし、当面の問題はエネルギー需給にかかわる国家政策なのであり、具体的かつ現実的であればなりません。

再生可能エネルギーは、一朝一夕には増大せず、当面の電力供給源にはなり得ません。火力発電所の稼働率アップや再稼働も行われておりますが、温暖化ガスの発生あるいは割高なコスト等の問題もあり、火力だけでは限界があると言われております。原子力の利用を当面のエネルギー源から直ちに排除することは、現実的には不可能と言わざるを得ません。

しかしながら、周知のとおり、既存の原発の再稼働が極めて困難となっている今、国民、産業界から、電力の供給に関して大きな不安が示されております。政府が打ち出したストレステストは、国民の安心を確保するためではありましたが、その唐突さと基準の不明確さから、かえって、国民、産業界の不安を拡大させております。

今後、政府として、当面の電力供給源としての原子力の位置づけ、そして、原子力発電所の再稼働についてどのようにお考えであるのか、見解をお聞かせください。

次に、再生可能エネルギーの将来的見込みについてお伺いをします。

今回の特別措置法案では、再生可能エネルギーのうち、当面、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力の五種類を買い取ることとし、その後、そのほかの再生可能エネルギーについても、実用可能となり次第、順次買い取りの対象としていくこととしております。

ところで、固定価格買い取り制度では、買い取りの価格が高いと国民負担が増大し、逆に買い取りの価格が低いと導入促進が進まないとの問題が指摘されております。

政府として、この買い取りの価格と期間の設定についてどうお考えなのか、また、その結果、将来的に再生可能エネルギー普及の電力量がどの程度となると見込んでおられるのか、見解をお伺いします。

次に、菅総理の再生可能エネルギー二〇%目標についてお伺いをします。

菅総理は、本年の五月にフランスで開催された主要国首脳会議において、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合を二〇二〇年代のできるだけ早い時期に少なくとも二〇%を超える水準との目標を表明されました。

この二〇%目標は、現在のエネルギー基本計画では二〇三〇年の見込みの水準であります。菅総理の目標は、これを大きく前倒しする内容となっております。政府としては、今後、具体的にこの目標をどのように実現するおつもりなのか、お考えをお聞かせください。

次に、国際競争力についてお伺いをします。

国民の負担を伴いながら再生可能エネルギーの導入を促進する以上は、新設される発電設備等に

できるだけ国産品が使用され、我が国の産業、雇用に大きなメリットがもたらされることを期待いたします。そのためには、太陽光発電や風力発電等の設備について、日本のメーカーが十分な国際競争力を持つことが必要であります。

一方で、再生可能エネルギー関連産業の国際競争は激化しており、政府の支援なくして国内メーカーの優位性を維持することは極めて困難だと考えます。

政府として、我が国の関連産業の競争力について、現状のレベルと今後の見通しをどのような認識でお考えなのか、そして、今後どのような支援策を講じようとしているのか、お答えください。

次に、産業界等への影響についてであります。特別措置法の目的には、「国民経済の健全な発展に寄与すること」とすることとあります。

政府は、経済効果として、再生可能エネルギー関連産業が、二〇〇九年から二〇二〇年で約一兆円から十兆円の規模に拡大すると試算をしております。

他方、負の面としては、電力を多く消費する産業において何らかの負担緩和措置をとらない限り、コスト増で著しく国際競争力が低下すると懸念されております。

産業に対するプラスとマイナスの影響について、政府の見解をお伺いします。

また、再生可能エネルギー電気に係る賦課金、いわゆるサーチャージについては、費用負担調整機関と呼ばれる新たな機関を設置することとしております。これは、発電量よりも買い取り電力量の方が多くなるような都市部と、逆に発電量の方が

多くなる地域との間で買い取りの負担に顕著な偏りが生じる問題、それに対処するための機関とされています。

こうした地域間の調整をする仕組みの導入について、その必要性をお答えください。

次に、電力ネットワークのためのアクセスについてお伺いをいたします。

風力発電等を実施しようとしても、電気事業者が保有する送電網への発電者からの接続が難しく、これが再生可能エネルギーの普及促進の大きな障害になっているとの指摘があります。

そこで、今回の電気事業法改正案においては、発電者が電気事業者の送電網を使うようにする託送供給制度や、その際の送配電ネットワーク利用ルールの運用体制など、送配電ネットワークの利用に係る制度を整備するための規定が設けられております。

政府は、この措置で電力ネットワークのためのアクセスが十分に達成されると考えているのか、つまり、風力等の発電者を十分に応援することができると考えておられるか、お考えをお聞かせください。

次に、国民への周知方法についてお伺いをします。

固定価格の買い取り制度の導入は、我が国のエネルギー自給率の向上や地球温暖化対策に資するという効果がある一方で、電気料金の上昇という形で国民に負担を生ぜしめます。再生可能エネルギーを買い取るのは国民なのであります。

したがって、本制度の施行に際しては、国民の皆さんに丁寧な説明を行い、制度の意義や内容に

ついて十分な理解を得ることが不可欠であります。こうした国民の理解を得るため、政府としてどのような取り組みを行うおつもりなのか、お答えください。

最後に、エネルギー安定供給の将来像を示すためにも、早急に、冒頭申し上げた新たなエネルギー基本計画を示すことを改めて求めるとともに、原子力災害の賠償スキームが与野党協議のもとにしっかりと確定をされ、原子力災害の被災者の皆さんに一刻も早い安心と納得が得られますことをお願いいたします。私の質問を終わります。

ありがとうございます。（拍手）
（国務大臣海江田万里君登壇）

○国務大臣（海江田万里君） 平智之議員にお答えをいたします。

エネルギー政策の見直しに関する御質問をいただきました。

今後のエネルギー政策のあり方については、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

再生可能エネルギーについては、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、環境関連産業育成の観点から重要であり、その導入拡大が必要であると認識しておりますが、エネルギー政策全体の中における位置づけについては、こうした議論の中で検討してまいります。

次に、エネルギー政策の見直しと固定価格買い取り制度の方向性に関する御質問をいただきました。

御指摘のとおり、エネルギー政策については、

東日本大震災を踏まえ、今後、抜本的な検討を行うこととしております。

一方で、エネルギー政策全体を見直す中において、再生可能エネルギーが今後の我が国にとって非常に重要なエネルギー源であり、一層の導入拡大が必要となることは確実な方向であると考えております。

このため、まずは、再生可能エネルギーの導入拡大にとって大きな効果を持つ本法案を成立させていただき、再生可能エネルギーの導入拡大を図るための枠組みを早期に構築することが重要と考えております。

次に、当面の電力供給源としての原子力の位置づけと原子力の再起動に関する御質問をいただきました。

御指摘のとおり、化石燃料や再生可能エネルギーには、さまざまな課題があり、当面の電力供給源としては限界がございます。原子力は、エネルギー安全保障及び地球温暖化対策の観点から、当面、国民生活の安定、企業の経済活動を支えるエネルギー源として重要であります。

また、原子力発電所の再起動については、安全性の確保を大前提とした上で、新たに導入した安全評価のうち、一次評価をクリアした原子力発電所については、立地地域及び国民の皆様丁寧な御説明しつつ、再起動をお願いしてまいります。

次に、買い取り価格や買い取り期間の設定及び再生可能エネルギー電気の発電電力量の見込みに関する御質問をいただきました。

太陽光発電以外の電源の買い取り期間は、発電設備の更新期間等を参考に、十五年を軸に検討し

てまいります。

買い取り価格については、標準的な再生可能エネルギーの発電設備の導入が、経済的に成り立ちつつ、国際的にも遜色のない水準として、キロワットアワー当たり十五円から二十円の幅の中で、二十円に近い水準とする予定であります。

太陽光発電の買い取り期間については、住宅等の設備は現行の余剰買い取り制度と同様に十年を、事業用の設備は太陽光発電以外の電源と同様に十五年を軸に検討しております。

買い取り価格については、住宅用の設備は、来年度の場合、三十円台後半になると想定しております。事業用の設備は、これを参考に、事業用設備としての特殊性等を勘案して定めることとしております。また、買い取り価格は、技術開発等による発電コストの低減により、毎年下がっていくと考えられます。

ただ、いずれの買い取り価格・期間についても、本法案の国会審議における御議論も踏まえ、パブリックコメント等を経た上で決定する予定であります。

また、経済産業省の試算では、本制度により買い取られる電気の総量は、二〇二〇年時点で約四百億キロワットアワーになると見込んでおります。

次に、菅総理の主要国首脳会議における再生可能エネルギーの割合の御発言をどのように実現するかについて御質問をいただきました。

菅総理が表明された目標の実現に向けては、本法案による固定価格買い取り制度の導入に加え、革新的技術の開発及び普及、規制緩和などの政策

を総動員し、政府全体で連携し、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギーの分野における日本メーカーの国際競争力の現状と見通し及び政府の競争力強化に向けた支援策に関する御質問をいただきました。

再生可能エネルギーの分野では、日本企業の国際競争力は高いものと承知しています。例えば、日本製の太陽電池は、製品の効率や品質の高さを競争力として、過去長期間にわたり、生産量におけるシェアは世界第一位でありました。また、水力発電設備や地熱タービンでも、日本製品は高い技術力を有しております。

しかしながら、この分野での国際競争は激化しております。太陽電池については、二〇〇九年には日本製品のシェアは中国製品に抜かれ世界第二位となり、また、風力発電機についても、中国メーカーが急速にシェアを伸ばしております。

本制度は、効率的な設備による再生可能エネルギーの導入を図るものであります。我が国産業がその設備の供給を担えるよう、経済産業省としては、発電設備の高性能化や部材の技術開発などを支援することにより、国際競争力の維持強化に最大限努力してまいります。

次に、本制度導入による経済効果及び電気料金の負担増に伴う産業界への影響に関する御質問をいただきました。

本制度導入による経済効果については、例えば太陽光発電に関しては、原材料の調達、加工から製造、販売に至るまでの幅広い産業分野にわたって、需要が拡大し、設備投資が増大することが期

待されます。また、太陽電池パネルの導入量が増加することにより、地域の施工会社の事業拡大が期待されるなど、広範な雇用創出効果が見込まれます。

さらに、本制度の導入により、太陽光発電システム及び施工等の国内売り上げが、二〇二〇年に、現在の約六倍程度に増加、風力発電が約二倍以上に増加すること等の効果を見込んでおります。また、海外市場に目を向けると、二〇二〇年に、再生可能エネルギー関連市場が十兆円規模に拡大することと見込まれております。

一方で、本法案で導入する固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギー由来の電気の買い取りに要した費用を電気料金に上乗せして回収するものであります。このため、産業界の中には、特に電気を大量に使用する産業を中心に、電力コストが上昇し事業活動に影響が及ぶことを懸念する声があることは私も承知しております。

このため、再生可能エネルギーの導入拡大を図りつつも、固定価格買い取り制度による負担が重くなり過ぎないように、本制度による負担総額を軽減、限定するような工夫を講じてまいります。

具体的には、本制度による賦課金がキロワットアワー当たり〇・五円を超えないよう制度を運用してまいります。また、電力を大量に使用する産業に対しては、省エネルギーの促進や研究開発などの面で支援を行ってまいります。

次に、費用負担調整機関の設置による地域間調整の必要性に関する御質問をいただきました。本制度では、電気料金に上乗せする形で電気の需要家が買い取り費用を負担することとしていま

す。しかしながら、地域ごとで再生可能エネルギーの導入量や電力需要の規模等が異なるため、例えば再生可能エネルギーの導入が進んだ地域ほど負担がふえるなど、地域間で負担に大きなばらつきが生じるおそれがあります。

しかし、再生可能エネルギーの導入拡大は、我が国全体としてのエネルギー自給率の向上に貢献すること、また、温室効果ガスの削減にも寄与することにかんがみれば、電気の需要家全体に裨益することから、全国規模で広く御負担をいただく性質のものであると考えております。

このため、地域間での負担の不均衡については調整を行う必要があると考え、費用負担調整機関を設置し、地域間の調整を行う予定でございます。

次に、電力ネットワークへのアクセスに関する御質問をいただきました。

本法案においては、電力ネットワークへの接続に当たっては、周波数や電圧の維持が可能な場合、電力会社は発電事業者の接続を原則拒むことができないとしております。また、周波数や電圧の維持に支障が生ずるおそれがある場合であっても、発電事業者がその支障を回避するために必要となる費用等を負担すれば、同様に、接続を拒むことはできないとしております。

その際、発電事業者と電力会社との間で費用負担等について紛争が生じることが予想されるため、中立的な立場から電力系統利用協議会が紛争解決を行うことができるよう、その機能を強化する改正も盛り込んでございます。

これらにより、発電事業者の電力ネットワーク

へのアクセスが十分に達成され得るものと考えております。

次に、本制度の導入に伴う周知、広報に関する御質問をいただきました。

御指摘のとおり、全量固定価格買い取り制度の趣旨や導入に伴う負担について国民の皆様の御理解を得ることが非常に重要でございます。このため、これまで、制度の立案過程におけるパブリックコメントの実施や全国各地での説明会、シンポジウムの実施など、各種メディアを活用した広報活動を展開してまいりました。

今国会で本法案を成立させていただいた場合には、制度の施行に向けて速やかに準備を進めるとともに、引き続き、制度の内容及び負担について国民各層への周知を図り、御理解と御協力を得られるよう努めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 近藤三津枝さん。

(近藤三津枝君登壇)

○近藤三津枝君 自由民主党の近藤三津枝です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、ただいま議題となりました政府提出の再生可能エネルギー電気調達特措法並びに電気事業法及びガス事業法について質問いたします。(拍手)

初めに、東日本大震災によりお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

三月十一日の震災から四カ月以上が経過しましたが、避難所などで不自由な避難生活を余儀なく

されている被災者の方々は、今なお十万人に上っています。暑い夏の季節、被災者のお気持ちを思いますと、胸が痛みます。

そのような中、昨日、菅総理は、またしても唐突に脱原発を表明されました。戦後エネルギー政策の大転換と銘打っていますが、余りに内容がありません。エネルギーは、国民生活そして日本の産業を支える基礎です。その基礎を、かけ声だけで、どのように脱原発にするのか、そのための具体的な政策、ロードマップを明らかにすることなく宣言するだけでは、国民、産業界は不安に陥るばかりです。

今は、まず、メルトダウンしようとしている中で菅総理が視察した福島第一原子力発電所を、低溫停止という安定な状態にすることが第一です。やめる総理の政治信条などを聞いている暇は今の国難の日本にはないことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

さて、再生可能エネルギー電気調達特措法に関しては、このような厳しい被災地の状況をよそに、菅総理は、私の顔を見たくないなら法案通せ、その作戦でいく、このように発言されました。本法案は、我が国のエネルギー構造を中長期的にどのように転換していくかという重要課題にかかわる法案であり、こうした課題を総理の進退問題とてんびんにかける菅総理の振る舞いは前代未聞です。国会に真摯な法案の審議を求めるべき行政の長が、総理の責任を逃れ、無責任な発言をするようでは、国民の政治不信を招くだけでなく、世界からも日本の国の品格が問われます。私は、五月二十五日に経済産業委員会で質問に

立ち、海江田経済産業大臣に、日本に蔓延する負の連鎖を断ち切るためには、即刻、菅総理は辞任するべきと考えるがどうかとたどしました。この質問に対し、海江田大臣は、菅内閣に対する批判は私に対する批判だと深刻に受けとめているとお答えになりました。

ならば、経済産業大臣にお聞きします。この菅総理の発言に対する批判を深刻に受けとめ、どう釈明するおつもりなのか。また、経済産業大臣は、いずれ私も責任をとると発言されていますが、その時期はいつなのか、お聞かせください。

それでは、本法案の内容について質問します。自然エネルギーを生活や産業に利用できるエネルギーに変えていくには、多額の投資とためまぬ技術開発が必要であり、一朝一夕でかなうものではありません。本法案が成立したからといって、今の不安定な電力供給問題を一気に解決できる特効薬でないことを、まずもって私たちは認識すべきです。

一方、東日本大震災後、我が国の五十四基の原子力発電所のうち、現在三十五基が停止し、仮にこのままの状態が続けば、来年の四月には我が国のすべての原子力発電所が停止する事態も想定されます。

さらに、菅総理の、余りに唐突な、場当たりのなストレステストの指示により、停止中の原子力発電所の再稼働へのハードルがさらに高くなりました。菅総理の場当たりの指示によって、我が国の経済、市民生活、さらには地球温暖化問題にまで深刻な悪影響を及ぼす事態となっています。

今、早急にやらなければならないことは、日本にある既存の電力施設を、安全に、そして効率的に活用できる状態にすることです。そして、政府は、国民、産業界が実行可能な、現実的な省エネルギー政策を立案し、国民、産業界の協力のもと、果敢に実行していくべきです。

再生可能エネルギーの普及は、日にして成るものではありませんから、本法案は目の前のエネルギー危機に対する即効性のある政策とはならないと考えますが、経済産業大臣の見解をお示しく下さい。

さて、再生可能エネルギーの先鞭は、自民党政権のとき、二〇〇三年に導入されたRPS制度にさかのぼります。そして、太陽光発電の余剰電力買い取り制度についても、これは二〇〇九年十一月に開始されていますが、自民党政権下の二〇〇九年七月一日に成立したエネルギー供給構造高度化法によってこの余剰電力買い取り制度がスタートしたのです。

今回の法案が実施されたとしても、個々の住宅の太陽光発電については全量を買収取るものではないと経済産業省は言っています。つまり、自民党政権下に決まった現在の余剰電力買い取り制度をそのまま継承する方針なのです。

このような事実を踏まえ、これまでの自民党が実行してきた再生可能エネルギーの推進政策について、経済産業大臣はどのように評価しているのか、見解をお示しく下さい。

本法案は、三月十一日、まさに東日本大震災の直前の閣議で決定された法案です。そして、この法案に盛り込まれている全量買い取り制度は、民

主党政権が平成二十二年六月に閣議決定したエネルギー基本計画を実現するための手段であるはずですが。この基本計画は、十四基の原子力発電所の新設が前提となっていました。

ところが、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を受けて、三月三十一日に、菅総理は、このエネルギー基本計画を抜本的に見直すことを明らかにしました。このエネルギー基本計画の見直しについては、四月十三日、経済産業委員会で、私の質問に対して海江田大臣も、抜本的な見直しをすると答弁をしています。

このようにエネルギー政策の目標が不明確になった以上、まずなすべきことは、福島原子力発電事故を早期に収束させることに集中し、今回の原発事故の検証の上に立ってエネルギー基本計画を見直すことが筋というものだと思います。このような根幹を決めてから、目標達成の手段として再生可能エネルギーの買い取り制度を提案し直すべきと考えています。このように順序が逆である政府の対応について、経済産業大臣の見解をお伺いします。

次に、太陽光発電について経済産業大臣に質問します。

住宅からの太陽光発電の買い取りは、日照条件のよい西日本、とりわけ九州に有利で、一方で、日照時間の短い被災地の東北、北海道には不利な政策と言われています。このことは、現在の電気利用者への付加金、太陽光サーチャージからも明らかです。

サーチャージは、余剰電力買い取り制度の電力事業者ごとに定められています。それによります

と、平成二十三年年度では、太陽光発電が普及している九州電力の地域では、電気料金に一キロワットアワー当たり〇・〇七円が上乗せされています。一方、東北電力の地域では、日照時間が短く、太陽光発電に条件の不利な地域が多いため、太陽光発電の買い取り量は少なく、上乗せ金額は〇・〇三円と小さくなっています。すなわち、九州電力の〇・〇七円に対し、東北電力はその半分以下の〇・〇三円となっているわけです。

しかし、本法案が成立しますと、全国一律の買い取り価格となり、電気利用者への負担も全国一律となります。本法案による制度の変更により、被災地の東北などから、太陽光発電が普及しやすい西日本へ、電気料金を介した北から南への所得移転が発生するのではないのでしょうか。これと同様に、太陽光発電の条件が不利な内陸部から、条件のよい沿岸部への所得移転も生じるのではないのでしょうか。この点について、経済産業大臣の見解をお伺いします。

さらに経済産業大臣に質問します。

住宅用の太陽光発電の耐用年数は二十年程度と言われていますが、今回の法案は、本当に十年程度の買い取り制度で投資に見合った資金の回収ができるのでしょうか。お伺いします。

菅総理は、さきのサミットで、これも唐突に、太陽光パネルを住宅一千万戸に設置すると表明しました。すかさず海江田経済産業大臣は、そんなことは聞いていないと表明されました。

全国の戸建て住宅、およそ二千六百万戸です。しかも、日本では太陽光発電に適した地域と不適格な地域がある中で、日本全国の三分の一以上に

当たる一千万戸もの住宅で太陽光発電を本当に行うことができるのでしょうか。住宅政策を担う国土交通大臣にお伺いします。

農林水産省は、我が国の耕作放棄地三十九・六万ヘクタールのうち、およそ十七万ヘクタールが再生可能エネルギーのために利用可能で、このうち十一万ヘクタールに太陽光発電を設置した場合、五百八十億キロワットアワーの発電が可能である、このような試算を発表しています。この場合、太陽光パネルの寿命から、一度パネルを設置しますと、少なくとも二十年間は耕作できなくなると考えます。

農水省として、食料自給率の向上という最重要政策課題をわきに置いて、本当に再生可能エネルギーの拡大策を推し進める政策に方向転換するつもりなのか、農林水産大臣にお伺いします。

ドイツでは太陽光発電などの再生可能エネルギーが増加していますが、その大きな要因は固定価格買い取り制度にあると言われています。

ドイツでは、再生可能エネルギー法に基づく買い取り費用を家庭や企業への電気料金の上乗せによって実現しています。我が国の法案と同じです。ドイツでは、その負担の上限値が設定されていないので、国民の負担は年々増加し、電力中央研究所の調査によりますと、二〇一一年には年間およそ一万三千五百円の水準になるとのことです。日本の一世帯当たりの電気料金に当てはめれば、一〇%から一五%の上乗せになります。

今回の法案は、電力料金という公共料金にはね返る問題があるにもかかわらず、全量買い取り制度の固定価格、この制度の継続される期間など

が、法律ではなく政令以下にゆだねられ、電気料金上乗せの上限設定も規定されていません。すなわち、法案が成立してしまえば、国会の関与なしに、役所が電気料金の上乗せ額などを決めるということです。

この制度が導入されるとなれば、国会で、毎年、どのように運用されているか監視できるようにするため、国会報告などの国会の関与の規定を設けるべきと考えますが、経済産業大臣の見解をお聞かせください。

本法案については、経済団体からも、負担が国民生活や企業の産業競争力に悪影響を与える、このような反対の意見が数多く寄せられています。

電力料金の値上げは、我が国の産業の海外移転にもつながります。産業政策をつかさどる経済産業大臣として、電力を使用することで成り立っている産業に配慮のない本法案を本当に意義のある政策と考えているのか、大臣の見解を求めます。

最後に、今回の再生可能エネルギーの買い取り制度では、水力発電については、ダム発電は対象外で、中小水力発電しか対象にならないとの見解を経済産業省から得ています。

水力は、我が国最大の自然エネルギーです。ことの夏場のピークカットでは、夜間電力を使って下流のダムの水を上流のダムに上げ、昼間に発電をする揚水式発電が威力を発揮しています。再生可能エネルギーを考えると、水資源の有効利用、ダムの再開発など、土砂循環など環境にも配慮したダム政策の再構築が極めて有効です。

民主党政権は、これまでのハツ場ダム建設中止に見るようなダム政策をこの際抜本的に見直すべ

きだと考えますが、国土交通大臣の見解をお聞かせください。

以上、本法案の問題点、課題について質問をさせていただきました。本法案にはまだまだ課題が山積し、かつ、電気料金によって新たな国民負担を求める法案でもあります。立法府にふさわしい、質、量ともに十分な審議を行うことを最後に強く求め、私の質問を終わります。

（拍手）

（国務大臣海江田万里君登壇）

○国務大臣（海江田万里君） 近藤三津枝議員にお答えいたします。

まず、過去の私の発言に対する御質問をいただきました。

私は、現在、菅内閣の一員でありますので、菅総理に対する批判は、その内閣の一員である私への批判だと考えるのは当然のことだと思えます。

そして、私の責任をとる時期でございますが、本法案を初めとして、経済産業大臣として今解決しなければいけない問題については、真摯に、そして全力を傾注して、この解決のために頑張つてまいります。

その後の出処進退の時期は、私一人で決めさせていただきます。

次に、原発が再稼働できず電力不足のおそれがある状況について、再生可能エネルギー政策の即効性に関する御質問をいただきました。

御指摘のように、安定した電力供給を確保するためには、省エネルギー対策を進めるとともに、原子力、火力、水力など既存の電源をしっかりと活用することが重要でございます。

再生可能エネルギーについては、今後の我が国にとって重要なエネルギー源であり、一層の導入拡大が必要となることは確実な方向であると考えております。

このため、まずは、再生可能エネルギーの導入拡大にとって大きな効果を持つ本法案を成立させていただき、再生可能エネルギーの導入拡大を図るための枠組みを早急に構築することが最優先だと考えております。

次に、自民党政権下での再生可能エネルギー政策に対する評価に関する御質問をいただきました。

議員御指摘のように、二〇〇三年のRPS法の施行以降、我が国の再生可能エネルギーの導入量は約二・五倍の伸びを見せており、RPS制度は一定の効果を出してきたと評価しております。しかしながら、RPS制度は電気事業者に一定量の再生可能エネルギーの利用を義務づけるものですが、再生可能エネルギーによる発電を行う者と電気事業者との相対交渉で電気の取引価格が決定され、また、電気事業者としては、相対的に安価な再生可能エネルギー源を利用するという傾向がございました。

そのため、現在は高価であっても、将来的に供給の潜在力の高い、例えば太陽光発電などの再生可能エネルギーは劣後することになってしまい、結果的に、こうした再生可能エネルギーによる発電を行う者にとっては、投資回収できるか否かに関して不確実性がございました。

このため、RPS制度のもとで再生可能エネルギーの義務量を大量に引き上げたとしても、実際

には投資が十分に進まず、結果的に、電気事業者が国内でその義務量を満たすだけの再生可能エネルギーによる電気を確保することが困難となることが予想されます。

他方、現時点では発電コストが高く、RPS制度のもとでは普及が進みにくいと考えられていた太陽光発電については、余剰電力の買い取り価格と期間を固定する固定価格買い取り制度により、導入量が大きく伸びたという実績がございます。

以上のような事情を総合的に勘案し、今般、RPS制度から固定価格買い取り制度に全面的に移行することが適当だと考えております。

次に、エネルギー基本計画を見直した上で本法案を議論すべきではないかとの御質問をいただきました。

御指摘のとおり、エネルギー政策については、今後、抜本的な検討を行うこととしています。一方で、エネルギー政策全体を見直す中においても、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要となることは確実な方向であり、しかも、それはできる限り早く取り組んでいくべき課題と考えております。

このため、まずは、再生可能エネルギーの導入拡大にとって大きな効果を持つ本法案を早期に成立させていただき、再生可能エネルギーの導入拡大を図るための枠組みを早期に構築することが重要と考えております。

次に、太陽光発電の偏在を原因とした地域間調整による所得移転について御質問をいただきました。

我が国にとっては、日照量などの違いにより、

太陽光発電の普及にとつて適した地域と必ずしもそうではない地域があることは、議員御指摘のとおりであります。

しかし、再生可能エネルギーの導入が、我が国全体としてのエネルギー自給率の向上に貢献し、温室効果ガスの削減にも寄与することにかんがみれば、地域間調整を行うことで、本制度の導入による負担を全国で広く薄く御負担いただくことが適切であると考えております。

また、今般の全量買い取り制度においては、太陽光発電のみならず、風力発電やバイオマス発電などのさまざまな再生可能エネルギーを対象としております。

例えば、御指摘の東北地方について言えば、青森県は、日照量は比較的少ない一方で、風力発電の導入実績日本一を誇っております。このように、それぞれの再生可能エネルギーについて、各地域の特性に応じた導入が進んでいくことが考えられます。

このため、地域間調整を実施した際に、北から南、内陸部から沿岸部への所得移転が生ずるとは一概に言えないものと考えております。

住宅用太陽光発電の投資回収年数に関する御質問をいただきました。

平均的な太陽光発電システムの費用は、新築一戸建ての場合、周辺機器や設置費用を含めて、現時点では約二百万円程度であります。このケースの場合、平成二十三年度においては、国の補助金が約十九万円であり、加えて、自治体から補助金などが支給される場合があります。また、現在実施している余剰電力買い取り制度による売電収入

が年間で約十万円となります。さらに、みずから太陽光で発電した電気を自家消費することにより電気代が減り、これによる節約分が年間で約五万円になります。

こうした試算に基づけば、平均的なケースでは、十年間の買い取りを行うことにより、おおむね設置から約十二年目程度で投資に見合った資金の回収ができると考えています。

次に、国民の負担増につながる本制度の運用について、国会報告等の国会の関与を規定すべきではないかとの御質問をいただきました。

御指摘のとおり、本法案で導入する固定価格買い取り制度は、再生可能エネルギー由来の電気の買い取りに要した費用を電気料金に上乗せして回収するものであります。

電気料金に上乗せされる賦課金の額については、買い取り価格や買い取り期間、再生可能エネルギーの導入量によって決まっております。

本法案では、買い取り価格や買い取り期間について、毎年度、その年度の開始前に経済産業大臣が決定することとしております。これらについては、毎年度、審議会で御意見を聞き、パブリックコメントを行った上で決定し、決定した後は速やかに公表する予定でございます。これらを通じて、本制度の適切な運用が確保されるものと考えます。

最後に、エネルギー基本計画の見直しを行った上で、産業界にも配慮した制度を構築することに関する御質問をいただきました。

御指摘のとおり、エネルギー基本計画については、東日本大震災を踏まえ、今後、抜本的な見直

しを行うこととしています。一方で、エネルギー政策全体を見直す中においても、再生可能エネルギーの一層の導入拡大が必要となることは確実な方向であり、本法案の成立が重要であると考えております。

ただし、本制度により国民負担が過重になることは決して望ましいことではないと考えております。このため、制度全体の負担総額を軽減、限定するとの観点から、賦課金がキロワットアワー当たり〇・五円を超えないように運用するとともに、電力を大量に使用する産業に対しては、省エネルギーの促進や研究開発などの面で支援を行ってまいります。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣大畠章宏君登壇)

○国務大臣(大畠章宏君) 近藤三津枝議員から、二点御質問を賜りました。

まず第一は、住宅への太陽光発電機器の設置についてお尋ねをいただきました。

住宅、建物の省エネ化を推進することは重要な課題であり、そして、これまでも、住宅エコポイント制度を初め、税制、融資などにより取り組みを進めてきたところでございます。

その中で、住宅への太陽光発電機器の設置につきましては、経済産業省がエネルギー政策の一環として、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金等により普及を図ってきたところであり、今後、さらなる推進策について検討されるものと伺っております。

国土交通省といたしましては、太陽光発電機器のさらなる普及について、引き続き、経済産業省

に全面的に協力をしていくとともに、先ほど御指摘をいただきましたけれども、かなり高い目標値でありますけれども、環境省、経産省とともに、連携をして積極的に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、再生可能エネルギー活用としてのダム政策に関するお尋ねをいただきました。

国土交通省において実施しているダム事業の多くは、洪水調節などの河川を適切に管理する目的のほか、それぞれの利水事業者による事業参画の御判断のもとに、上水道、工業用水、そして御指摘の再生可能エネルギー活用としての発電などの利水目的をあわせ持つ多目的ダム事業として実施しているところであります。

現在、国土交通省において実施しておりますダム事業について、ハツ場ダムを含む全国の個別ダムを対象として、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議が取りまとめられました中間取りまとめに従って、事業の方向性に関する一切の予断を持たずに、再生可能エネルギー活用という観点も含め、治水、利水上の総合的な観点から検証を進めているところであり、その結論に従って適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

以上です。(拍手)

(国務大臣鹿野道彦君登壇)

○国務大臣(鹿野道彦君) 近藤議員の御質問にお答えいたします。

耕作放棄地を活用した太陽光発電の設置についてのお尋ねであります。

農地は、食料の安定供給にとって不可欠な資源

であり、食料自給率の向上に向けて、耕作放棄地の復旧等に取り組んでいく方向性は変わりありません。

一方、今般の震災を契機といたしまして再生可能エネルギーへの注目度が高まる中、農山漁村に豊富に存在する太陽光等の資源を積極的に活用することは、地域におけるエネルギーの安定供給に貢献するとともに、新たな所得を生み出し、地域の活性化に資する取り組みとして重要と認識をいたしております。

このため、農林水産省といたしましては、食料供給力を損なわずに再生可能エネルギーの導入拡大が図られるよう、農地への復元が困難な耕作放棄地等における太陽光発電の導入について検討を行っていく考えてございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 稲津久君。

(稲津久君登壇)

○稲津久君 公明党の稲津久です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案に関し、関係大臣に質問をいたします。(拍手)

質問に入ります前に、総理の政治姿勢について一言申し上げたいと思います。

総理は、本法案について、原発事故で再生可能エネルギー促進は急務との姿勢を示しておりますが、法案成立に意欲を見せたのは、六月二日のいわゆる退陣表明後です。三月十一日の震災から三カ月も経過をした時点での表明は、どう見ても、

政治的意図によるものと言わざるを得ません。加えて、その政治的意図の核心部分は、総理の、歴史に名を残したいとの強いこだわりであると申し上げます。

これまでも何度か、歴史を強く意識した発言が総理の態度表明にあります。例えば、本年一月の、社会保障と税の一体改革の協議を野党に求めたときの、歴史に対する逆行行為発言、また、五月十三日、中部電力浜岡原発停止決定での、評価は歴史の中で判断してほしい、さらに、五月二十五日、G8サミット演説で、原発事故の教訓を世界に伝えることが歴史的責務など、あらゆるところで歴史にこだわった発言を繰り返してきました。そして、昨日夕刻の突然の記者会見。席上、脱原発がその時代の総理の責務と、ここでもまた歴史を意識した発言でした。

しかし、歴史に名を残すことに執着する余り、手順の無視、議論抜き、突然のトップダウン手法、常に後出しの説明。このことで、どれだけ多くの方々が迷惑を受けたか。結果、自治体との関係悪化、国民の広い理解も得られず、さらには閣内不一致。こうした状況を繰り返して、直近の世論調査では、内閣支持率は二割を大きく割り込み、過去最低を更新しています。

ここまで来れば、重ねた失態による結果から、菅総理、もう十分に歴史に名は残しておりますよと申し上げますとともに、一刻も早く退陣されること、その呪縛から解放される最善の方法であると訴えさせていただきます。

それでは、本法案の質問に入らせていただきます。

まず、我が党の、原子力発電と再生可能エネルギーについての基本的な考え方を申し上げます。

公明党は、これまで、過渡的エネルギーとして原子力発電を容認してまいりました。しかし、今回の東京電力福島第一発電所事故により、原子力への依存を徐々に減らしていかなければならない、そして、それを電力の安定供給を確保しながら達成するためには、省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大に最大限の努力をしていかなければならない、このように考えております。

再生可能エネルギーは、その名のとおり、枯渇せず、国産であり、燃料費がかからないという特徴から、我が国のエネルギー安全保障にふさわしいエネルギー源です。

我が国は、二〇〇八年には、化石燃料の輸入のためにGDPの五%、二十三兆円を費やしています。これを減らし、再生可能エネルギーを拡大することが、経済的にも安全保障上も有益であることは言うまでもありません。

また、再生可能エネルギーは、環境保全型社会の基盤となります。同時に、再生可能エネルギーは、エネルギー利用時点でのCO₂を発生せず、低炭素社会にふさわしいエネルギー源です。また、化石燃料やウラン燃料と比べて、採取に当たつての環境負荷が小さく、利用の際に廃棄物をほとんど発生させないなど、環境においてすぐれております。

再生可能エネルギーの拡大は、日本経済の発展にも貢献します。その世界市場は、現在の二十二兆円から、二百兆円にも達すると言われており、日本経済の今後に大きな可能性を秘めた分野で

す。

また、再生可能エネルギーは、地域密着型のエネルギーでもあり、地域の活性化と雇用の確保、中でも、被災地の復興に資すると期待するものであります。

こうした再生可能エネルギーの可能性に着目し、公明党は、自公政権下の二〇〇九年に固定買い取り制度の導入を提唱して、現在の太陽光発電の余剰買い取り制度の導入を構築いたしました。そして、二〇一〇年参議院選挙のマニフェストにおいては、二〇三〇年に電力の三〇%を自然エネルギーで賄う自然エネルギー大国を目指すことを公約いたしました。さらに、公明党として本院に提出している気候変動対策推進基本法にも、本年中の同制度の創設を盛り込んでおります。

その意味で申し上げるならば、提出の本法案は、公明党が構築した制度の拡充法であるということを確認に申し上げます。

従来、エネルギーについては、ベストミックスということが言われてきました。しかし、この言葉は、あいまいな政策表明に終わってしまうおそれがあります。

政府においては、原子力や化石燃料中心の政策を明確に転換して、中長期的に再生可能エネルギーを一つの柱とする社会を目指すことを決定すべきと考えますが、国家戦略担当大臣、経済産業大臣、環境大臣の見解を伺います。

さて、再生可能エネルギーを普及させるために世界的に成功している政策が、再生可能エネルギー電力の固定価格買い取り制度です。一九九〇年代以降、再生可能エネルギー電力の爆発的普及

に成功したドイツやデンマーク、スペインで共通して採用している支援政策が、固定価格買い取り制度です。

再生可能エネルギーを普及させるための社会的制約の第一は、現段階では再生可能エネルギーが市場競争力を持っていない、つまり、発電単価が他の電源と比べて高く、商業的に大規模に利用されていないという点にあります。しかし、既に世界的な化石燃料の価格高騰の状況や原子力発電のコストの問題、また、再生可能エネルギー技術が進展していくことを考えれば、この点は解消されていく可能性があります。

その上で、地球温暖化等を考慮すれば、比較的短期間のうちに再生可能エネルギー設備を普及する必要がある、そのために、再生可能エネルギーに短期間で競争力を獲得させるための政策が必要です。それこそが固定価格買い取り制度であり、それを具体化する本法案の必要性について、我々も認識を共有するものであります。

その観点から、本特別措置法案の具体的な内容についてお伺いをいたします。

本法案では、再生可能エネルギー電気の買い取り価格及び買い取り期間は、経済産業大臣が定めることとなっております。固定価格買い取り制度の本質が再生可能エネルギー技術に市場競争力を与えることにあるならば、その買い取り価格は、一定の事業成立性のある価格であることが求められます。これまでの検討では太陽光以外は一切価格とする方針のようですが、事業成立性を考慮するならばコストベースが望ましいのではないかと考えますが、経済産業大臣の見解を伺います。

一方、本法案では、買い取り価格の設定に当たっては、電気使用者が支払う賦課金、いわゆるサーチャージの負担が過重なものにならないよう配慮しなければならぬとも定めております。事業成立性が必要といっても、電気は国民生活、国民経済の重要な基盤ですから、過重な負担にならないよう配慮することは当然必要であると考えます。

また、我が国の電気料金は、もともと、アメリカ、韓国などと比べて二倍程度の価格水準にあります。しかも、今後、原子力発電の停止で、代替する化石燃料の高騰などにより、電気料金が上昇していくことが懸念されています。

これに関しては、世界一高い燃料を買わされているなどの指摘もある電気事業の高コスト体質をどう改革するか、そのためには電力自由化のさらなる推進が必要なのではないかといった重要な課題があります。

経済産業大臣は、本法案による過重な負担の回避、今後の電気料金の抑制策についてどのような方針か、お伺いをいたします。

次に、本法案では、住宅用の太陽光発電からの買い取りは、余剰分のみとなっております。

しかし、余剰分に限らず、家庭で消費される太陽光発電による電気も、同じく環境価値を有しております。家庭ごとに電力の余剰率には一〇から九〇%程度と大きな差があり、同じ投資に対して、家庭によって不公平を生じることになります。これを全量買い取りにすれば、余剰のみと比べて飛躍的な太陽光発電の普及が可能となり、導入量の拡大による技術学習効果によってコスト低

下も早まり、長期的に、制度の目的に資するのではない。他方、現行制度の連続性や、節電効果がより大きくなるという観点から、余剰買い取りの方がよいという説もあります。

余剰分に限定する理由を経済産業大臣に伺います。

さて、再生可能エネルギーの普及に対する社会的制約としては、系統連系に関する障害が大きな要因と指摘をされております。そのため、再生可能エネルギーの普及には、再生可能エネルギー設備に関する優先接続の原則を確保することが不可欠です。

本法案では、電気事業者は、再生可能エネルギー発電設備と変電・送電・配電設備との電気の接続を拒んではならないとされていますが、電気事業者による電気の円滑な供給の確保に支障が生ずるおそれがあるときは接続を拒否できるとされています。

しかし、本法案の所期の目的を達成するためには、電気事業者の接続義務は最も重要な規定の一つであり、恣意的に再生可能エネルギー設備との接続が拒否されることがあってはなりません。本法案には、経済産業省令で定める正当な理由があるときには接続が拒否できるとの規定があり、この規定で十分であると考えますが、経済産業大臣の見解を伺います。

なお、送電網整備のためには、国は、必要に応じて、現在の電力会社間連系を含む系統の増強への支援を積極的に行うべきであると考えます。

特に風力発電については、地域ごとの分布に偏りが大きく、適地に大量導入するためには送電網

の整備が必要です。例えば、風力発電の大きなポテンシャルがある北海道の電力を津軽海峡を越えて首都圏に送電できるようになれば、地域経済の活性化にも大きく資するものと考えます。

首都圏の電力安定供給、再生可能エネルギー電力の大幅導入のために、北海道、東北、首都圏を結ぶ高圧直流大容量幹線を敷設してはどうかと考えますが、経済産業大臣の見解を伺います。

次に、大規模な自然エネルギー事業の進め方について伺います。

太陽光発電のメガ事業を進めれば、住宅用と比べて買い取り価格が比較的低くなるため、需要家の負担を比較的小さくできる可能性があります。

そこで、太陽光発電のメガ事業を促進するため、事業成立性を考慮した買い取り期間、買い取り価格の設定や、土地利用などに対する社会的な合意をスムーズに進めるための制度づくりが必要になります。

また、風力発電については、既に大規模のファームが主流となっており、優先接続制度や送電網の整備、土地利用に対する社会的合意をスムーズに進めるための制度づくりが必須です。

そこで、大規模な自然エネルギー事業を促進するために、具体的には、紛争予防的な土地利用のゾーニングを行うとともに、地域のオーナーシップ、意思決定プロセスへの参加、事業利益の地域還元などを確保していくことが重要と考えますが、経済産業大臣、そして国土交通大臣の見解を伺います。

最後に、近年高まるエネルギー需要や地球温暖化防止などの観点から、原子力発電の施設を増設

したり、新たに導入を検討する国がふえるという、原子力カルネサンスの動きがあります。そうした中で、核兵器の拡散や核テロの脅威が高まることと懸念され、国連の潘基文事務総長も、原子力カルネサンスが世界の新たな不安材料となることへの憂慮を示しています。

こうした懸念に対処するために、国際原子力機関による監視体制の強化はもちろんながら、再生可能エネルギーや省エネ技術の普及といった、エネルギー政策における国際協調によつて核拡散防止の環境づくりを進めるというアプローチが考えられます。

東日本大震災の復旧復興に当たるこのとき、日本は、省エネルギー、再生可能エネルギーによる新しいエネルギー社会のモデルをつくり上げ、こうした面で世界に貢献していくこともできるのではないでしようか。

今、被災地の人々を初め国民は、日本の前途に明るい希望をなかなか持てない状況にあります。我々政治家は、国政を預かる者として国民に希望の光を送りたい。その意味で、再生可能エネルギー、自然エネルギーによる環境保全型社会の構築を高々と掲げ、世界に貢献しようではないかと訴え、私の質問といたします。(拍手)

(国務大臣玄葉光一郎君登壇)
○国務大臣(玄葉光一郎君) 稲津議員から、原子力と再生可能エネルギーについてのお尋ねがございました。

エネルギー政策につきましては、質的転換が必要です。原発については、減原発、すなわち、原発を徐々に減少させていく方向で考えるところに、

成長戦略のかねめとして、新しい技術体系に基づく、分散型の新システムへのパラダイム転換を目指します。

具体的には、最新鋭の省エネ機器や、超電導を活用したエネルギーロスゼロ革命や、次世代型の蓄電池、太陽電池による電池革命、化石燃料のクリーン化といった新たなフロンティアの開拓に挑戦をし、こうした新しい技術を生かせる新しいエネルギーシステムを構築していく必要があります。その大きな方向性を示すため、短期、中期、長期に分けた現実的な工程表をつくり上げていきます。

このような考え方のもと、私が議長であるエネルギー・環境会議で、革新的エネルギー・環境戦略を検討しています。七月末ごろを目途に、当面の電力需給の安定に関する考え方と、中長期的な課題に関する基本的な考え方の整理をお示しいたします。それをもとに、日本の将来のエネルギー政策のあり方について国民的な議論を行っていくべきであると考えております。

以上です。(拍手)
(国務大臣海江田万里君登壇)
○国務大臣(海江田万里君) 稲津久議員にお答えいたします。

今後のエネルギー政策のあり方に関する御質問をいただきました。
まず、再生可能エネルギーについては、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、環境関連産業育成の観点から重要であり、その導入拡大が必要であると認識をしています。
一方、原子力については、これまでの計画を見

直し、今回の事故の検証も踏まえながら、その扱いをしつかりと検討してまいります。

原子力、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方については、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

次に、買い取り価格に関する御質問をいただきました。

再生可能エネルギーを利用した発電事業のコストは、個々の再生可能エネルギー源ごとに、それぞれ設備の規模や立地条件等によって差があることは事実でございます。

この点について、個々の再生可能エネルギー源ごとの事業性を考慮してコストベースで買い取り価格を決める考え方があります。

しかしながら、この考え方の場合、発電コストの高い電源にも一定の利益率を見込んで買い取り価格を設定することから、高目の買い取り価格が設定される可能性があります。国民負担の抑制にそぐわない面があることは否めない事実でございます。

他方で、再生可能エネルギー源の種類によらず一律の買い取り価格を設定する考え方がございます。

この考え方の場合、発電コストの低い電源から先に導入が進む、あるいは、一律の買い取り価格を意識して発電コストを下げる創意工夫が働きやすく、国民負担の抑制に資すると考えられます。本制度においては、再生可能エネルギーの導入拡大を図りつつ、国民負担を抑制する観点から、太陽光を除く再生可能エネルギー由来の電気につ

いて、一律の買い取り価格にしたいと考えております。

なお、一律の買い取り価格としても、すべての再生可能エネルギー源で、その価格で発電コストを賄うことができる設備が存在し得ることから、実際には、一部の再生可能エネルギー源については全く導入が進まないということはないと考えております。具体的には、太陽光以外の再生可能エネルギー由来の電気について、買い取り価格を一キロワットアワー当たり二十円近くに設定すれば、いずれの再生可能エネルギーも十分導入する可能性があると考えられます。

次に、本法案の枠組みによる過重な負担の回避、電力料金の抑制策に関する御質問をいただきました。

固定価格買い取り制度による電力の需要家への負担が過重になることは、決して望ましいことではないと考えます。このため、負担が重くなり過ぎないよう、制度全体の負担総額を軽減、限定するような工夫を講じるとともに、電力を大量に使用する産業に対しては、省エネの促進や研究開発の面で支援を行ってまいります。

また、燃料費の上昇は電気料金への上昇圧力となりますが、電気料金の値上げについては、最大の経営効率化努力を行った上での各社の経営判断事項であり、実際に上昇するかどうか、現時点において判断することはできません。仮に値上げの申請が出された場合には、経済産業大臣の認可が必要となりますので、厳格に審査を行い、国民負担を極小化したいと考えております。

さらに、電力自由化を含むエネルギー政策のあ

り方については、国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

次に、住宅用太陽光発電を余剰分に限定することに関する御質問をいただきました。

現行の太陽光発電の余剰買い取り制度では、太陽光発電によりつくられた電気のうち、自家消費せずに余った電気、余剰分を買い取ることとしています。

本法律における住宅用太陽光発電の扱いについては、①国民負担の総額を抑えることができる、②住宅において節電を促すことができる、③各戸での配線変更など制度変更による利用者の混乱を回避することができるといった点に鑑み、余剰買い取り制度を継続することとしております。

次に、電気事業者の接続義務について御質問をいただきました。

送電網への接続については、本法案により周波数や電圧の維持が可能な場合、電力会社は発電事業者の接続を原則拒むことができないとしております。

加えて、接続ルールの監視等を行う電気事業法上の第三者機関ESCJの機能強化や、電気事業者が恣意的に接続を拒否した場合の経済産業大臣による勧告、命令の実施等を講ずることとしており、これらにより、発電事業者の系統への接続が十分担保されるものと考えております。

次に、首都圏の電力安定供給、再生可能エネルギー電力の大幅導入のための、北海道、東北、首都圏を結ぶ高圧直流大容量幹線の敷設について御質問をいただきました。

送電ロスが小さい高圧直流送電線は、大容量の

電力を長距離輸送する場合に効果的であることから、御指摘のような、首都圏への電力の安定供給や再生可能エネルギーの導入の促進に向けた選択肢の一つであると認識をしております。

一方で、新しい幹線の敷設に当たっては、用地の買収や建設に関してコストと時間がかかるため、直流送電線の整備については、費用対効果や実現可能性等を検討しつつ検討してまいります。

最後に、自然エネルギー事業の促進のために土地利用のゾーニングや地域のオーナシップ等が必要ではないかとの御質問をいただきました。

再生可能エネルギーを積極的に推進していくエリアを設定し、集中的な導入拡大に取り組んでいくことは、再生可能エネルギーの効率的な導入方法の一つであり、政府としても、重要な検討課題であると認識をしております。

また、御指摘のように、地域による再生可能エネルギーの導入を促進するためには、地域住民の参加が進み、地域へのメリットが生じることが重要だと考えます。

このため、本法案では、例えば、地域住民が共同で資金を出し合い太陽光発電や風力発電を設置する場合についても買い取り対象とする予定であります。これにより、地域住民が再生可能エネルギーの導入拡大に参画するとともに、売電による収入を得ることも期待されております。

今後、本法案の成立を契機に、地域のさまざまな創意工夫によって、それぞれの特徴を生かした再生可能エネルギーの導入拡大が進んでいくことを切に期待しております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣江田五月君登壇〕

○国務大臣(江田五月君) 中長期的なエネルギー政策についてのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、省エネルギーと再生エネルギーを新たにエネルギー政策の柱と位置づけ、強力に推進する必要があります。特に再生可能エネルギーについては、御指摘のとおり、低炭素社会にふさわしいエネルギー源であり、これを社会の基幹エネルギーにまで高めていくため、大量普及とコスト低減の好循環をつくり出すことが必要です。

環境省としても、再生可能エネルギーを基幹とする低炭素社会の構築に向け、全力で取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣大島章宏君登壇〕

○国務大臣(大島章宏君) 稲津久議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほど海江田大臣からも御答弁がございましたが、私の方への御質問は、大規模な自然エネルギー事業の促進のために、紛争予防的な土地利用のゾーニングについてお尋ねを賜りました。

太陽光発電、風力発電等の自然エネルギーは、地球温暖化対策に資する貴重なエネルギーであり、低炭素・循環型社会の形成に寄与するものと認識しております。

一方で、大規模な自然エネルギー事業を実施するに当たっては、周辺の都市環境に影響を及ぼすことが予想されることから、その際は、地元公共団体や地域住民の理解が重要でございます。

このため、御指摘の土地利用ゾーニングにつきましては、都市計画における住民参加手続等の活

用により、周辺の都市環境との調和を図りつつ自然エネルギーの活用が促進されるよう、地方公共団体とともに、連携して検討してまいりたいと考えているところであります。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私、日本共産党を代表して、再生可能エネルギー買い取り法案及び電気事業法改正案について質問いたします。(拍手)

私たちは、かねてから、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を提唱し、再生可能エネルギーの爆発的普及を主張してきました。それは、放射能汚染という最悪の環境汚染を起こさないそうしたエネルギーこそが、人類社会の将来を展望したときに、不可欠だからであります。その必要性は、まさに今回の東電福島原発事故によって実証されました。

そこで、質問に入ります。

第一に、再生可能エネルギーと原発をエネルギー政策にどう位置づけるのかという問題です。

政府は、エネルギー政策基本法に基づくエネルギー基本計画において、原発は、安くて、クリーンで、安定供給にすぐれている三EのEース、基幹電源だと位置づけて推進してきました。その一方、再生可能エネルギーは、クリーンだが、高い上に、供給も不安定だと、低い位置づけしか与えてきませんでした。今回の福島原発事故を受けて、こうした位置づけを根本的に変えたのか、伺います。

また、エネルギー基本計画において、再生可能

エネルギーを、いつまでに、どの程度普及する目標を持つのでしょうか、さらに、原発からはいつまでに撤退するのか、明確な答弁を求めます。

福島原発事故による大規模な放射能汚染は、福島県民はもとより、国民の健康、生命、財産を侵害し、営業と雇用、そして地域経済や地域社会を破壊しました。今、多くの乳幼児を持つ親たちが、放射能で汚染された大気、水、土壌、海、食品を初めとした生活環境の汚染によって、不安な日々を送らされています。

原発は発電時の二酸化炭素排出量は少ないかもしれませんが、今回の大事故を受けても、なお、原発はクリーンだというのでしょうか。はつきりお答えいただきたいと思っています。

原発は、安定した供給電源でしょうか。福島原発事故によって、この夏、石油危機に続き二度目の電力使用制限令を出さざるを得なくなりました。この十年間を見ても、原発は、地震、事故、トラブル隠しでたびたび停止しています。原発は、安定な供給電源とは言えないではありませんか。

原発は、安い電源でしょうか。これまで、電力会社や政府、資源エネルギー庁などは、水力や火力などに比べて、原発の発電コストは五円三十銭で最も安く、一方、再生可能エネルギーのコストは高く、中でも太陽光発電は原発の九倍もの発電コストがかかると説明してきました。しかし、今回の事故を契機に、原発コストは、安いどころか、隠されたコストがあることが明らかになってまいりました。

そこで、伺います。

原発の建設、維持管理、核燃料購入など、これまでに投じられてきた費用は総額幾らになるのか、使用済み核燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物処分費、さらに、廃炉に至るバックエンド費用等を総額幾らと見積もっているのか、電源立地交付金などの電源三法に基づく交付金や、旧燃事業団以来の再処理研究開発や高速増殖原型炉「もんじゅ」開発などの技術開発費を含めて、これまで原発のために投じた予算は総額で幾らになるのか、また、それぞれ一キロワット時当たりで見ると幾らになるのか、明らかにされたいと思います。

原発は、少なくとも一キロワット時当たり十円六十八銭で、最も高いコストの電源という試算も出ております。さらに、これらに、今回の福島第一原発事故による大規模な賠償費用や事故処理コストが加わります。海江田大臣は何兆円規模と言いますが、総額幾らと見積もっているのか、それぞれ明確な答弁を求めます。

第二に、これまでの原発中心の大規模集中立地から、再生可能エネルギー中心の小規模分散、その地域で発電したものをその地域で消費する仕組み、すなわち地産地消型エネルギー政策への大転換をどう進めていくのかという問題であります。

政府は、これまで、日本は資源のない国と言いつつ、再生可能エネルギーの多くを石油などの化石燃料や原発に依存してきました。しかし、再生可能エネルギー、自然エネルギーに目を向ければ、日本は世界でトップクラスの資源国だと言えます。

風力、太陽光を初め、小水力発電、洋上風力、潮汐発電、海洋温度差発電、木質バイオマス発

電、地熱発電など、日本列島は、その豊かな自然に依拠した新しいエネルギーを生み出す可能性を持っています。現に、岩手県葛巻町、高知県檜原町、長野県飯田市などの各地で、多様で具体的な取り組みが進められております。

ヨーロッパでは、ドイツ、スペインなどで再生可能エネルギーの普及が進んでいますが、それは、電力の固定価格買い取り制度の導入など、国レベルで政策を進めているからであります。

今、日本で問われているのは、国レベルでの政策の転換です。買い取り制度とともに、発送電分離について検討するべきではありませんか。送電部門を分離して電力の安定供給と再生可能エネルギー電源の優先接続を行うことが、諸外国では当然の方策となっています。政府の見解を求めます。

次に、買い取り制度の費用負担のあり方についてです。

法案は、電力会社が買い取り費用を電気代に乗せし、しかも、それを単に届け出のみで認める仕組みになっています。現行の太陽光促進付加金のように電気料金に乗せされると、電気代が上がることとなり、これでは普及を妨げるという懸念の声が上がっております。

そこで検討すべきは、電気代に含まれている電源開発促進税です。

標準世帯で月平均百十二円、全国で年間三千五百億円、これまでに総額五兆円が電気代とともに徴収され、その多くが、原発推進のため、立地自治体への交付金の財源としてばらまかれてきました。この電源開発促進税を再生可能エネルギーの

買い取り費用に充てれば、新たな電気代の値上げなしで、固定価格買い取り制度による再生可能エネルギーの爆発的普及を図ることができるではありませんか。

その方策をこそ進めるべきだということを指摘して、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)
○国務大臣(海江田万里君) 古井英勝議員にお答えいたします。

エネルギー基本計画における再生可能エネルギー及び原子力発電の位置づけに関する御質問をいただきました。

今回の震災及び原発事故により、原子力の安全性に対する国民の信頼が揺らいでいるという現実には、厳しく受けとめる必要があります。また、こうした観点から、昨日の記者会見で総理からお話があったところでございます。

このため、原子力については、これまでの計画を見直し、今回の事故の検証も踏まえながら、その扱いをしつかりと検討してまいります。

原子力発電や再生可能エネルギーの位置づけを含め、今後のエネルギー政策のあり方については、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

次に、再生可能エネルギー及び原子力発電の今後の見直しに関する御質問をいただきました。

まず、再生可能エネルギーについては、エネルギーの安定供給確保や地球温暖化対策、環境関連産業育成の観点から重要であり、その導入拡大が必要であると認識をしています。このため、二〇二〇年代のできるだけ早い時期に発電電力量の二

〇％を超える水準となるよう、大胆な技術革新やその普及に取り組んでまいります。

一方、原子力については、これまでの計画を見直し、今回の事故の検証を踏まえながら、その扱いをしつかりと検討してまいります。

原子力、再生可能エネルギーを含めた今後のエネルギー政策のあり方については、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

次に、原子力発電に係るクリーンとの表現に関する御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、クリーンという表現は、発電過程で二酸化炭素を発生しないという趣旨で、平成十九年のエネルギー基本計画の中で用いました。他方、平成二十二年六月に改定したエネルギー基本計画の中では、クリーンという表現ではなく、もともとの趣旨を踏まえ、「発電過程においてCO₂を排出しない低炭素電源である」と表現をしております。

次に、原発は安定した供給電源なのかとの御質問をいただきました。

原子力発電の燃料であるウランは、石油、天然ガスに比べ、可採年数が長く、また、特定の地域への強い偏在がないなどの特徴があり、こうした点を踏まえて、供給安定性にすぐれた電源と位置づけてまいります。

一方で、原子力発電所は、これまでも、地震やトラブルにより停止してきたことは事実でございます。特に今回の地震では、東京電力福島第一原子力発電所を初め東北地方の原子力発電所が停止するなど、電力の安定供給に支障を来す事態が発

生いたしました。

このような状況を受け、今後、東京電力福島第一原子力発電所の事故原因についての徹底的な検証を踏まえつつ、災害時にも安定的な供給電源と言えるかといった点も含め、原子力発電所の位置づけについてしつかりと議論を行ってまいります。

次に、原発の建設、維持管理、核燃料購入などの費用、使用済み核燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物処理費などのバックエンド費用、電源立地交付金や技術開発などの予算について御質問いただきました。

原子力発電に係るコストについては、平成十五年から十六年にかけて、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会コスト等検討小委員会の報告において、OECD諸国が統一に行っている試算方法に基づき試算を行っております。

この試算において、一定の前提のもと、標準的な原子力発電所一基を四十年間運転した場合に、建設費や一般的な廃炉費を含めた資本費、維持管理費、ウラン燃料購入費の合計で約九千億円と見積もられており、これを運転期間中の総発電電力量で割ると、一キロワット時当たりは約四・五円となります。

また、使用済み燃料の再処理や高レベル放射性廃棄物の処分を含む核燃料サイクルのバックエンド事業については、総事業費を約十八・八兆円と見積もっており、これをもとに、一キロワット時当たりのバックエンドコストは約〇・八円と試算しております。

さらに、電源立地交付金や技術開発などの予算

については、OECDにおける試算方法に含まれておりませんが、試算時点において政府全体の原子力関連予算は約四千七百億円となっており、平成十六年度の原子力発電量で割ると、一キロワット時当たり約一・八円となります。

なお、原子力発電のコストについては、今回の事故の検証を踏まえ、今後のエネルギー政策を検討していく中で見直しを行っているところでございます。

次に、福島第一原子力発電所の事故による賠償費用と事故処理コストの見積もりについて御質問をいただきました。

現在、文部科学省に設置した原子力損害賠償紛争審査会において、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故による損害の範囲等を定める指針の策定作業が行われており、今月中に中間指針が取りまとめられる見込みであります。

今回の原子力損害賠償の総額は、事故が収束した上で、同指針に基づいて見通しが定まっていくなものと考えており、現時点では明らかではありませんが、今後の補正予算に二兆円の交付国債を考えておりますことから、何兆円かはなろうかと思っております。

また、事故処理コストについては、東京電力は、平成二十三年三月期決算において、その時点で合理的に見積もられる額として、福島原発の原子炉等の冷却や放射性物質の飛散防止等の安全性の確保等に要する費用、損失として四千二百六十二億円を計上しています。加えて、平成二十三年六月十七日に当面の取り組みのロードマップを見直したことにより、事故処理コストは三百八十億

円増加することを明らかにしております。

次に、送電部門の公的管理による電力の安定供給と再生可能エネルギー電源の優先接続が諸外国では当然の方策となっているのではないかと御質問をいただきました。

送電部門の管理については、ドイツやフランス等の諸外国では、政府や公営企業といった公的部門に限定されておらず、民間企業により実施されている国もございます。今後、送電部門のあり方については、エネルギー政策の見直しの中で、予断なく議論を行ってまいります。

また、再生可能エネルギー電源の優先接続に関する規定は、スペインやドイツ等において導入されている事例がある一方、イギリスやフランスでは導入されていない事例もございます。

こうした中で、今回の法案におきましては、再生可能エネルギー電源の導入円滑化に向け、発電事業者が送電線や蓄電池の設置等による系統増強に係る費用負担を行う場合には接続できることを明確化したしました。

最後に、電源開発促進税の活用に関する御質問をいただきました。

電源開発促進税は、発電用施設の設置及び利用の促進などを目的としている税であり、法律によつて使途が限定されていることに配慮する必要があります。

一方、再生可能エネルギーの買い取り費用の回収については、各電気事業者が需要家に対しサーチャージの支払いを請求することを認める、固定価格買い取り制度を導入する予定でございます。御指摘のような税方式で買い取り費用を回収す

る場合、国民負担増加に対する昨今の厳しい社会情勢を踏まえると、安定的に買い取り費用の財源を確保することは非常に困難でございます。したがって、需要家の皆様に広く、薄く御負担をいただく方式で買い取り費用を回収することとしております。

以上でございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 阿部知子さん。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党の阿部知子です。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、たまたま議題となりました電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法案並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

まず、冒頭、菅総理御自身が大変思い入れが深く、また今後の日本のエネルギー政策の大きな方向性を見きわめる本法案の本会議質疑において総理の御見解を伺えないのは、極めて不自然であり、また、残念なことでもあります。

我が国の主権者たる国民が、みずからの生存や健康、生きとし生けるものをよくむ環境を守り、また経済活動の根幹であるエネルギー政策をどう選ぶ取っていくのか、その選択肢を問われているのが今日であると思えます。別途、国民と総理との真摯な対話が行われることを期待いたします。

三月十一日に発生した大地震、津波、そして福島第一原発事故は、私たちの身の回りの当たり前の景色や価値観をも大きく変えるものでした。被災地の方々のみならず、多くの国民にとつて、命のいとおしき、人間と自然との共生、そして地域のきずななど、私たち一人一人にとつて本当に大切なものに改めて気づかせてくれました。

他方、残念なことに、福島第一原発事故はいまだ収束せず、その放射線汚染のために不安を抱く被災者、国民も多く、とりわけ、子供たちの将来を案ずる親御さんの思いは深刻です。

そのような中、三重の被害という過酷な現実を乗り越えるべく福島県が取りまとめた復興ビジョンの基本理念には、まず「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」が挙げられています。また、同時に、再生可能エネルギーなどの集積による復興も宣言されており、この被災地からの声を海江田大臣はどう受けとめ、支援していくお考えでしょうか。

また、この法案は、くしくも震災当日の三月十一日に閣議決定されたのですが、審議開始もおくれ、被災自治体のみならず、全国自治体からも早期の成立を期待する声が上がっております。

昨日、秋田で、三十五道府県の参加で自然エネルギー協議会が発足いたしました。エネルギーの自立を図るために、それぞれの地域の特性に応じて固定価格買い取り制度を活用できるよう、強く望んでおられます。そのためには、太陽光、風力、洋上風力、水力、小水力、バイオマス、地熱などについて、それぞれの電源種ごとの事業収益性に見合った買い取り価格と期間が設定されることが重要と考えます。また、それによって投資もおのずと活性化されるはず。海江田担当大臣は先ほど一律とおっしゃいまし

たが、改めて、こうした観点からお考え直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、この再生可能エネルギーの普及が本格化するためには、電力会社による全量買い取り義務が確実に履行されることが前提になります。電力会社がむやみに接続を拒むなどということが起こらないよう政省令の中でも明確化すべきと考えますが、いかがですか。

また、これまで、その供給の不安定性や送電網に与える負荷が指摘されてきたことも踏まえて、早急にスマートグリッドの普及を図るとともに、送電網を発電とは分離して管理することも必要と思われませんが、先ほど、これも海江田担当大臣は予断なくとおっしゃいましたが、そのようなゆとりもないと思います。明確に、はっきりと方針を定められてはいかがでしょうか。

いずれにしろ、今回再びこの再生可能エネルギーへの大胆な転換の波に乗りおけることがあれば、我が国の経済再生にとつてのマイナスははかり知れないものがあります。二〇〇二年に成立したRPS法での買い取り目標の設定や太陽光発電の余剰買い取りという仕組みが限定的なものであったことで、再生可能エネルギーの大幅な普及はおくれ、我が国はデフレ脱却にも環境関連産業による雇用創出にも十分な効果を上げられなかったと思います。そして、いまだにデフレ経済は深刻であり、そこに東日本大震災が起きました。

今度こそ、再生可能エネルギーを我が国の基幹エネルギーとしてしっかりと位置づけ、また、世界の、なかんずく中東やアジアの再生可能エネルギー活用の機運に先陣を切る覚悟を持って臨むべきです。

経世済民、そしてエネルギーの主権者は国民であることを明確にして、再生可能エネルギーの本格的な普及に向けたものとしての本法案を成立させるべく、海江田担当大臣の決意をお尋ねして、最後の質問といたします。(拍手)

(国務大臣海江田万里君登壇)

○国務大臣(海江田万里君) 阿部知子議員にお答えいたします。

福島県の復興支援に関する御質問をいただきました。

福島県の復興ビジョンにおいては、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」との理念のもと、再生可能エネルギーの飛躍的推進が位置づけられています。

再生可能エネルギーの導入につきましては、復興構想会議の提言の中にも同様に盛り込まれているところであります。政府としても、最重要な課題であると考えております。福島県の提言内容等を十分に踏まえつつ、政府全体で連携し、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございます。

次に、買い取り価格に関する御質問をいただきました。

再生可能エネルギーを利用した発電事業のコストは、おのおの再生可能エネルギー源ごとに、それぞれの設備の規模や立地条件等によって差があることは事実でございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、この点について、個々の再生可能エネルギー源ごとの事業性を考慮して買い取り価格を決める考え方がございます。

しかしながら、この考え方の場合、発電コストの高い電源にも一定の利益率を見込んで買い取り価格を設定することから、高目の買い取り価格が設定される可能性があり、国民負担の抑制にそぐわない面がございます。

他方で、再生可能エネルギー源の種類によらず一律の買い取り価格を設定する考え方がございいます。

この考え方の場合、発電コストの低い電源から先に導入が進む、あるいは、一律の買い取り価格を意識して発電コストを下げる創意工夫が働きやすく、国民負担の抑制に資すると考えられます。

本制度においては、再生可能エネルギーの導入拡大を図りつつ、国民負担を抑制する観点から、太陽光を除く再生可能エネルギー由来の電気について、一律の買い取り価格にしたいと考えております。

次に、電気事業者が接続拒否できる場合を明確化するべきではないかとの御質問をいただきました。

本法律案では、再生可能エネルギーによる発電を行う者から送電網への接続を求められたときは、電力会社は、接続に必要な費用を当該発電を行う者が負担しない場合、電気の円滑な供給の確保に支障が生じるおそれがある場合や、省令で定める正当理由がある場合を除き、接続を拒んではならないと規定しております。

電気事業者が送電網への接続を恣意的に拒否することのないよう、省令で定める正当理由は明確な内容を規定することや、不適切な事案に対する経済産業大臣の勧告、命令の実施、接続ルールの

監視等を行う電気事業法上の第三者機関ESCJの機能強化を通じ、接続義務が着実に履行されるよう努めてまいります。

次に、スマートグリッド及び発電電分離に関する御質問をいただきました。

再生可能エネルギーの供給の不安定さという短所を克服するとともに、送電網に与える負荷を軽減するため、スマートグリッドの普及を図ることとは極めて重要であると認識しております。

このため、現在取り組んでいる国内四地域における実証事業を進め、スマートグリッドの技術を高度化するとともに、そのビジネスモデルを確立するよう努めてまいります。

また、発電電分離など電力事業形態のあり方を含む今後のエネルギー政策については、今回の事故原因について徹底的な検証を行い、その検証結果を踏まえ、国民各層の御意見を伺いながら、予断なく議論を行ってまいります。

最後に、本法案の成立に向けた決意に関する御質問をいただきました。

再生可能エネルギーの導入拡大は、エネルギーセキュリティの向上、地球温暖化対策や環境関連産業の育成等の観点から重要なものだと考えております。

本法案による全量固定価格買い取り制度の導入は、再生可能エネルギーの導入拡大にとつて大きな効果を有するものと考えており、ぜひとも早期に成立させていただきたいと考えております。

この成立にかける思いは人後に落ちないつもりでございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時六分散会

出席国務大臣

出席副大臣

厚生労働大臣 細川 律夫君
農林水産大臣 鹿野 道彦君
経済産業大臣 海江田万里君
国土交通大臣 大島 章宏君
環境大臣 江田 五月君
国務大臣 玄葉光一郎君
経済産業副大臣 松下 忠洋君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
一、去る十二日、内閣から次の報告書を受領した。

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十二年科学技術の振興に関する年次報告」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任

補欠

勝又恒一郎君 高井 崇志君
木内 孝胤君 木村たけつか君
中林美恵子君 中野渡詔子君
木村たけつか君 木内 孝胤君
高井 崇志君 勝又恒一郎君
中野渡詔子君 中林美恵子君

厚生労働委員

辞任

補欠

樋口 俊一君 井戸まさえ君
三宅 雪子君 磯谷香代子君
西村 康稔君 徳田 毅君
江田 憲司君 柿澤 未途君
井戸まさえ君 樋口 俊一君
磯谷香代子君 三宅 雪子君
徳田 毅君 西村 康稔君
柿澤 未途君 江田 憲司君

議院運営委員

辞任

補欠

伊東 良孝君 赤澤 亮正君
佐々木憲昭君 穀田 恵二君
赤澤 亮正君 伊東 良孝君
穀田 恵二君 佐々木憲昭君
一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

黄川田 徹君 大山 昌宏君

赤澤 亮正君 山口 俊一君

大山 昌宏君 相原 史乃君

相原 史乃君 黄川田 徹君

山口 俊一君 赤澤 亮正君

財務金融委員

辞任

補欠

網屋 信介君 大西 健介君
柿沼 正明君 磯谷香代子君
小山 展弘君 中島 政希君
玉木雄一郎君 稲富 修二君
松原 仁君 水野 智彦君
徳田 毅君 稲田 朋美君
磯谷香代子君 柿沼 正明君
稲富 修二君 玉木雄一郎君
大西 健介君 網屋 信介君
中島 政希君 小山 展弘君
水野 智彦君 松原 仁君
稲田 朋美君 徳田 毅君

環境委員

辞任

補欠

山崎 誠君 皆吉 稲生君
皆吉 稲生君 山崎 誠君
一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

佐々木憲昭君 穀田 恵二君
穀田 恵二君 佐々木憲昭君
一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

階 猛君 山尾志桜里君

補欠

階 猛君 山尾志桜里君

財務金融委員

辞任

補欠

今井 雅人君 大山 昌宏君
柿沼 正明君 磯谷香代子君
木内 孝胤君 石井登志郎君
菅川 洋君 空本 誠喜君
松原 仁君 水野 智彦君
柳田 和己君 相原 史乃君
和田 隆志君 皆吉 稲生君
相原 史乃君 小室 寿明君
磯谷香代子君 後藤 祐一君
水野 智彦君 山崎 摩耶君
石井登志郎君 木内 孝胤君
大山 昌宏君 今井 雅人君
小室 寿明君 柳田 和己君
後藤 祐一君 柿沼 正明君
空本 誠喜君 菅川 洋君
皆吉 稲生君 和田 隆志君
山崎 摩耶君 松原 仁君

(理事補欠選任)

一、去る八日、東日本大震災復興特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 後藤 斎君(理事三日大造君去る六月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 柿沼 正明君(理事後藤祐一君去る六月二十九日委員辞任につきその補欠)

理事 三日大造君(理事山口壯君去る六日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

小里 泰弘君 伊東 良孝君
伊東 良孝君 小里 泰弘君

二、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

石山 敬貴君 山岡 達丸君
郡 和子君 初鹿 明博君
近藤 洋介君 磯谷香代子君
齋藤やすのり君 仁木 博文君
谷田川 元君 神山 洋介君
小里 泰弘君 北村 茂男君
小野寺五典君 北村 誠吾君
高橋千鶴子君 塩川 鉄也君
神山 洋介君 菅川 洋君
仁木 博文君 水野 智彦君
初鹿 明博君 平 智之君
菅川 洋君 大泉ひろこ君
平 智之君 金森 正君
水野 智彦君 岡本 英子君
岡本 英子君 中後 淳君
中後 淳君 森本 和義君
磯谷香代子君 近藤 洋介君
大泉ひろこ君 谷田川 元君
金森 正君 郡 和子君
森本 和義君 齋藤やすのり君

一、去る十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

石津 政雄君 中屋 大介君
石山 敬貴君 川越 孝洋君
郡 和子君 玉木 朝子君
近藤 洋介君 松岡 広隆君
齋藤やすのり君 矢崎 公二君
階 猛君 平 智之君
高井 美穂君 磯谷香代子君
中野渡詔子君 近藤 和也君
畑 浩治君 玉城デニー君
村越 祐民君 花咲 宏基君
谷田川 元君 山口 和之君
若井 康彦君 石田 三示君
鷲尾英一郎君 田中美絵子君
加藤 勝信君 西村 康稔君
長島 忠美君 高市 早苗君
柿澤 未途君 浅尾慶一郎君
川越 孝洋君 金子 健一君
田中美絵子君 本村賢太郎君
玉木 朝子君 榑渕 万里君
玉城デニー君 道休誠一郎君
松岡 広隆君 大西 孝典君
矢崎 公二君 野木 実君
山口 和之君 金森 正君
西村 康稔君 あべ 俊子君

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

大西 孝典君 岡田 康裕君
金森 正君 森本 和義君
金子 健一君 和嶋 未希君
道休誠一郎君 川村秀三郎君
野木 実君 村上 史好君
川村秀三郎君 初鹿 明博君
村上 史好君 川口 浩君
森本 和義君 杉本かずみ君
川口 浩君 樋口 俊一君
石田 三示君 若井 康彦君
磯谷香代子君 高井 美穂君
岡田 康裕君 近藤 洋介君
櫛渕 万里君 郡 和子君
近藤 和也君 中野渡詔子君
杉本かずみ君 谷田川 元君
平 智之君 階 猛君
中屋 大介君 石津 政雄君
初鹿 明博君 畑 浩治君
花咲 宏基君 村越 祐民君
樋口 俊一君 齋藤やすのり君
本村賢太郎君 鷲尾英一郎君
和嶋 未希君 石山 敬貴君
あべ 俊子君 加藤 勝信君
高市 早苗君 長島 忠美君
浅尾慶一郎君 柿澤 未途君

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案

(議案受領)

一、去る十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案

一、昨十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出第八四号) 東日本大震災復興特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第百七十四回国会内閣提出参議院送付、本院継続審査)

(質問書提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

垂直離着陸機MV22オスプレイの耐空性基準に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

東日本大震災による東北地方への観光に対する影響に関する質問主意書(木村太郎君提出)

地方公共団体における上下水道事業の一体的運営に関する質問主意書(橘慶一郎君提出)

生活保護と不正受給の問題に関する再質問主意書(馳浩君提出)

北方領土問題解決に向けた外務省の態勢づくりに関する質問主意書(浅野貴博君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮設住宅用地不足に関する質問主意書(佐藤ゆうこ君提出)

古賀茂明氏への退職勧奨に関する再質問主意書(渡辺喜美君提出)

社会保障と税一体改革成案に関する質問主意書(佐藤ゆうこ君提出)

モンゴルへの核廃棄物貯蔵・処分場建設計画に関する質問主意書(木村太郎君提出)

菅首相の政治主導により実施されるストレステスト等に関する質問主意書(山本拓君提出)

中国企業による東シナ海ガス田「白樺」の一方的な掘削に関する質問主意書(浅野貴博君提出)

大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問主意書(吉井英勝君提出)

埋蔵電力に関する再質問主意書(山内康一君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する再質問主意書(浅野貴博君提出)

緊急時避難準備区域における入院規制に関する質問主意書(木村太郎君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国からの農林水産物・食品における輸入規制に関する質問主意書(木村太郎君提出)

南スーダン共和国の独立に関する質問主意書(赤澤亮正君提出)

三浦半島活断層群の地震発生確率の発表及び津波の被害等に関する質問主意書(赤澤亮正君外一名提出)

東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する再質問主意書(橘慶一郎君提出)

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する第三回質問主意書(浅野貴博君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出東北地方の高速道路無料化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員渡辺喜美君提出古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出OECDのより良い暮らし指標に関する質問に対する答弁書

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出管内閣の政治姿勢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎君提出財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問に対する答弁書

平成二十三年六月二十八日提出

質問 第二一七八号

東北地方の高速道路無料化に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

東北地方の高速道路無料化に関する質問主意書

本年二月四日提出、「高速道路無料化による事故の急増に関する質問主意書」(質問第四四号)、

同年三月十一日提出、「高速道路無料化による事故の急増に関する再質問主意書」(質問第一四〇号)で、利用者の生命に関わる事故が急増したのではこの社会実験が本末転倒であるという警鐘を鳴らしたが、答弁書においてはその事故件数を踏まえ特に驚愕した風でもなく、引き続き検証を行うというものであった。

今月十九日、高速道路の「休日上限千円」と全国五十区間の無料化社会実験が打ち切られたが、同

月二十日から、被災者などを対象に東北地方の高速道路の無料化が始まったところである。政府は今後、同無料化の対象を全車輛に拡大し、その財

源千二百億円を、今年度第三次補正予算で反映させるとしているが、高速道路料金の割引制度の見直しなどの扱いは、本来震災対策の財源を緊急に

確保するためのものではなかったのか。

この時局においては、被災地の復旧・復興を最優先し、新たな町づくりや雇用創出、また農林水産業の再生など待ったなしの緊急課題に取り組むべきで、復興が本格化すると財政はさらに逼迫することは必至である。

世論調査において多くの国民が無料化は不要としているにも拘わらず、現政権が復興対策として、一旦退いたものを再度持ち出してばら撒こうとする姿勢は大衆迎合主義そのものであり、猛省を促すものである。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は今後、同無料化の対象を全車輛に拡大し、その財源千二百億円を、今年度第三次補正予算で反映させるつもりなのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、地方の高速道路での「土・日・祝日五割引」などの地域、車種、時間帯ごとに設定された割引制度は存続させるときが、直ちに撤回し、復興財源の確保に充てるべきと考える。菅内閣の見解如何。

三 高速道路料金の割引制度の見直しなどの扱いは、本来震災対策の財源を緊急に確保するためのもではなかったのか、菅内閣の見解如何。

四 一・三に関連し、高速道路の無料化は、平成二十二年度で千億円、今年度で千二百億円の税金を財源に充て、利用者以外の赤ちゃんから老人まで負担を強いっていることについてどのような捉えているのか、菅内閣の明確な見解如何。

五 これまで高速道路の無料化は、休日や区間において長い渋滞を発生させ、トラックやバスな

ど営業車輛はもとより、海運、鉄道などの経営に経済的な打撃を与え、世論調査において、多くの国民が無料化は不要としていることをどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

六 一・五に関連し、この時局においては、被災地の復旧・復興を最優先し、新たな町づくりや雇用創出、また農林水産業の再生など待ったなしの緊急課題に取り組むべきで、復興が本格化すると財政はさらに逼迫すると考える。それでも政権公約に拘泥し復興対策として、一旦退いたものを再度持ち出してばら撒こうとするのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二七八号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出東北地方の高速道路無料化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出東北地方の高速道路無料化に関する質問に対する答弁書

一及び六について

全車種を対象とした東北地方の高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）及び地方道路公社の管理する有料道路のいわゆる「無料化」については、東日本大震災による被害の状況や復旧・復興の状況、被災地域

の要望、与党及び野党における議論等を踏まえ、また、道路交通に与える影響も考慮しつつ、検討してまいりたい。

二及び三について

東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、平成二十三年度第一次補正予算の編成に当たっては、高速道路の無料化社会実験の一時凍結により既定経費を千億円減額するとともに、高速道路利便増進事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第十項に規定する高速道路利便増進事業をいう。）として実施している料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金をいう。）の割引の見直しを行い、御指摘の「休日上限千円」等の上限料金制の廃止により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が二千五百億円を国庫に納付することとしたところである。

四及び五について

高速道路の無料化社会実験については、先の答弁書（平成二十三年七月一日内閣衆質一七七第二七〇号）一から四までについての第三段落でお答えしたとおりである。

平成二十三年六月二十八日提出
質問 第一二七九号

自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問主意書

本年六月二十七日、菅直人内閣総理大臣は記者会見し、「二〇二一年度第二次補正予算案、再生エネルギー特別措置法案、公債発行特例法案の成立が一定のめどになる。再生エネルギー特措法案は、何としても私の内閣の責任で成立させたい。六月二日の民主党代議士会で若い人に責任を引き継ぐ時期とした『原発事故対応の一定のめど』と原発事故再発防止の青写真を関連させる意図はない」との発言（以下、「総理発言」という。）をしている。右を踏まえ、質問する。

一 「総理発言」にある「二〇二一年度第二次補正予算案、再生エネルギー特別措置法案、公債発行特例法案の成立が一定のめどになる」という発言の真意如何。二〇二一年度第二次補正予算案、再生エネルギー特別措置法案、公債発行特例法案が成立した後、菅総理としてどのような行動を採る考えなのか、右三案が成立した際に、総理の職を辞するという事なのか、明確な説明を求める。

二 菅総理として、一の行動を起こすタイミングはいつ頃になると想定しているのか明らかにされたい。

三 本年六月十五日、菅総理は議員会館内で開かれた再生可能エネルギーの促進について議論する会に出席した際、「国会の中には、私の顔を見たくないという人間がたくさんいる。本当に見たくないのか。本当に見たくないのか。本当に見たくないのか。それならばこの法案を早く

通せ」との旨の発言(以下、「総理発言二」という。)をしている。「総理発言二」の中でも「再生エネルギー特措法案は、何としても私の内閣の責任で成立させたい」とある。菅総理が再生エネルギー特別措置法案の成立に、かくも強い意欲を有しているのはなぜか説明されたい。

四 「総理発言二」の真意如何。右は、再生エネルギー特別措置法案が成立した暁には、総理職を辞することを、菅総理として国民に約束したものと理解して良いか。

五 四で、その通りならば、「総理発言二」で総理辞任の条件に、再生エネルギー特別措置法案に加えて二案の成立を上げていることと齟齬を来すと考える。菅総理として、再生エネルギー特別措置法案の成立のみをもって辞任するのか、それとも他の二案を加えて三案の成立をもって辞任をするのか、いずれであるのか明確にされたい。

六 一般論として、内閣総理大臣が自身の辞任を条件に法案等の審議並びに成立を呼びかけ、求めることは適切であるか。菅総理の見解如何。

七 「総理発言二」は、菅総理として自身が総理として信任されていないことを前提としたものであり、それならば、そもそも法案等の成立云々の前に辞任することが筋ではないのか。菅総理の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二七九号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年七月十四日 衆議院会議録第三十二号 議長の報告

衆議院議員浅野貴博君提出自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出自身の辞任時期及び国会での法案審議に対する菅直人内閣総理大臣の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

お尋ねの菅直人内閣総理大臣の発言の趣旨については、平成二十三年六月二十七日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅直人内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。

四及び七について

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

六について

お尋ねについては、内閣総理大臣自身が判断すべき事柄であり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十三年六月二十九日提出
質問 第二一八〇号

古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問主意書

提出者 渡辺 喜美

古賀茂明氏への退職勧奨に関する質問主意書
書

古賀茂明氏への退職勧奨に関し、以下質問す

る。

一 経済産業省では、今年になってから、職員に対する退職勧奨を行っているか。

二 退職勧奨の理由

(一) 一の場合、退職勧奨の理由として、どのようなものがあるか。

・「不適切な言動に対する懲罰に準じたものとして」

・「政府内で使い道がなく、不要な人材だから」

という以外の理由で、退職勧奨を行った例があれば、どのような理由か。すべて回答されたい。

(二) もし(一)の理由として「組織の新陳代謝」といったものがあるとすれば、具体的にどのような意味か。「高齢職員の数を減らす観点で、高齢職員のうち必要性の低い人材に退職を勧奨する」ということか。

この場合、「高齢職員であっても、斬新な発想を持ち、柔軟な政策立案をできる者」は、「組織の新陳代謝」のために削減されるべきと考えるか。

三 幹部人事凍結と退職勧奨

(一) 枝野官房長官が「今年の幹部人事凍結(局長級以上)」を表明しているが、経済産業省では、幹部人事は凍結するののか。

(二) もし幹部人事を凍結するのであれば、幹部クラス(次官・局長級、部長級及びこれに準ずる官房付き)について、「組織の新陳代謝」の必要性はないのでないか。もし震災以降に、幹部クラスへの退職勧奨を行っ

ているとすれば、なぜか。

(三) もし震災以降、幹部クラスへの退職勧奨を行っているとしたら、局長級の人事は凍結し、一方で、現時点で局長級ポストについておらず本来ならば局長級ポストの候補者である職員に退職勧奨をしているということか。もしそうであれば、そのような人事が合理的と考える理由は何か。

(四) 松永次官は、保安院の院長・次長当時、原子力発電所の耐震基準に関与していたか。もしそうであれば、今回、津波に関する基準の不備が問題となったことについて、どのように責任をとるのか。松永次官の人事を凍結していることは、適切と考えるか。

(五) 責任をとるべき者が責任をとらず、本来ならば局長級ポストの候補者である職員に退職勧奨が行われていないか。このような事象が起きないため、大臣はどのようにチェックしているか。

四 退職勧奨の実施者

(一) 退職勧奨は、大臣が行うのか、事務次官が行うのか、その他の者が行うのか。もしケースによるとすれば、どのような基準で分担しているのか。

(二) 上記二の「退職勧奨の理由」があるか否かは、誰が判断しているか。

(三) 「退職勧奨の理由」があるか否かの判断は、どのような根拠をもって行っているか。理由の種類ごとに答えられたい。

(四) 法律上の人事権者である大臣が、「退職

勸奨の理由があるか否かを判断する責任者と考へてよい。

(五) 大臣が、自ら理由の有無を判断せず、次官などからの報告を受けるにとどめている例はあるか。あるとすれば、どのような場合か。

五 退職勸奨の受諾・拒絶

(一) 退職勸奨を行ったとき、受諾するか、拒絶するかは、本人の自由か。

(二) 過去一年間に経済産業省で行った退職勸奨で、受諾された件数、拒絶された件数はそれぞれ何件か。

(三) 受諾を強要するようなプレッシャーをかけていないか。

六 退職勸奨の廃止

(一) 民主党は、政策集INDEX2009で「早期退職勸奨の廃止」を唱えていた。また、六月二十八日の会見で海江田大臣は「早期退職勸奨は将来的にはなくしていく」と発言した。現時点で、退職勸奨を廃止できない理由は何か。

(二) 早期退職勸奨をいつまでに廃止するか。

七 古賀茂明氏

(一) 海江田大臣は着任以来、古賀茂明氏と何回面談したか。

(二) 海江田大臣は、古賀氏を政府内で活用する可能性について、どう考へているか。

(三) 前任の大臣は、古賀氏に関して、「耳に痛いことをいう人を活用したい」と発言していた。海江田大臣は、どのような引き継ぎをうけたか。

(四) 古賀氏に対して、退職勸奨を行った事実はあるか。

(五) 古賀氏への退職勸奨は誰が行ったのか。

(六) 古賀氏への退職勸奨に関して、官邸から要請または指示はあったか。

(七) 古賀氏への退職勸奨に関して、事前に官邸に報告したか。

(八) 古賀氏への退職勸奨の理由は何か。誰がどのような根拠をもつて判断したか。

(九) 退職勸奨を受諾するか否かは、古賀氏の自由か。
右質問する。

内閣衆質一七七第二八〇号
平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員渡辺喜美君提出古賀茂明氏への退職勸奨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡辺喜美君提出古賀茂明氏への退職勸奨に関する質問に対する答弁書

一及び五の(二)について

経済産業省本省の課長・企画官相当職以上(地方支分部局における本省の課長・企画官相当職以上を含む。以下同じ。)であった者で、平成二十二年七月五日から平成二十三年七月四日までの間において、退職勸奨(人事の刷新、行政能力の維持・向上を図る等のため、任命権者又はその委任を受けた者によって職員本人の自

発的な退職意思を形成させるための事実上の懲罰行為であつて、このような懲罰を受けて退職する場合、国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第四条の二の規定により記録が作成されることとなるものをいう。以下同じ。)を受けて退職したものは、平成二十三年一月一日以降に退職勸奨を受けた者も含めて三十九人であり、退職勸奨が拒否された事例は存在しない。

なお、経済産業省本省の課長・企画官相当職以上(本省の課長・企画官相当職未満(地方支分部局における本省の課長・企画官相当職未満を含む。))の者であつて、平成二十二年七月五日から平成二十三年七月四日までの間に退職勸奨を受けたものについては、当該職員のプライバシーに係る事柄であり、また、これを公にすることを、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お尋ねの事項をお答えすることは差し控えたい。

二について

お尋ねの退職勸奨の理由については、個別の事情に応じ様々であることから、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、後進に道を譲ることにより人心を一新し組織の活性化を図ることが挙げられる。

三について

個別の人事に関する検討の過程に関わることについてお答えすることは差し控えたいが、経

済産業省における人事管理については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)等に基づき適切に行われており、今後とも適切に行つてまいりたい。

お尋ねの「原子力発電所の耐震基準」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の職員が原子力安全・保安院に在籍していた時期に、原子力安全委員会において、当時の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和五十六年七月二十日原子力安全委員会決定)」の見直しを検討されていたものと承知している。

四について

経済産業省においては、任命権者又はその委任を受けた者の判断に基づいて退職勸奨を行っている。

五の(一)及び(三)について

退職勸奨は、職員本人の自発的な退職意思を形成させるための事実上の懲罰行為であり、退職を強要するものではない。

六について

「退職管理基本方針」(平成二十二年六月二十二日閣議決定)において、「今後、政府は、任命権者があらかじめ設定した条件に合致し、職員が自発的に応募した場合に退職手当が優遇される希望退職制度を検討し、その導入を図るものとする。当該希望退職制度が導入されるまでの経過的な措置として、各大臣等の任命権の下、組織活力の維持等のため特に必要があり、職員に退職勸奨を行う場合には、再就職あっせんを行わないなど各種の再就職に関する規制等を厳

守し、国民の疑念を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。」としていたところであり、職員が定年まで勤務できる環境が整備されていない現状において、組織活力の維持等のため特に必要がある場合には、退職勧奨を行っていいものである。その上で、政府としては、退職勧奨については、当該希望退職制度を導入し、また、職員が定年まで勤務できる環境の整備を図っていく中で、基本的には無くしていく方向で検討することとしている。

七の(一)について
海江田経済産業大臣は、平成二十三年一月十四日に着任してから平成二十三年七月四日までの間において、御指摘の職員との面談は行っていない。

七の(二)から(九)までについて
個別の人事に関する検討の過程に関わることについてお答えすることは差し控えたい。

平成二十三年六月二十九日提出
質問 第二一八 一号
ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問主意書

日本経済新聞の報道によると、ロシア極東連邦管区のイシヤエフ大統領全権代表が同紙の書面インタビューに答え、北方領土の国後島沖にあると言われている原油と天然ガス田を共同開発する提

案(以下、「提案」という。)を我が国にする考えを明らかにしている。右の記事(以下、「日経記事」という。)を踏まえ、質問する。

一 政府、特に外務省として、「日経記事」を読み、その内容を把握しているか。

二 「提案」にある国後島沖にある原油ガス田について、政府、特に外務省は埋蔵量等、その詳細を把握しているか。

三 「提案」は、本年二月十一日、モスクワを訪問した当時の前原誠司外務大臣がロシアのラブロフ外務大臣と会談した際に提唱し、松本剛明外務大臣もその実現に向けて検討を続けているとされている、北方四島における日ロ両国による共同経済活動の一環として、大きな可能性を秘めたものであると考えるが、「提案」に対する政府、特に外務省の評価如何。

四 政府、特に外務省は、「提案」を正式にロシア側から受けているか。

五 政府、特に外務省として、「提案」に対し今後どのような対応をとる考えているのか。

六 「提案」にある国後島沖にある原油ガス田の開発が、ロシア単独で、または我が国以外の第三国が参加する形でなされた場合、ロシアによる実効支配をさらに強め、北方領土が我が国からさらに遠ざかる事態が生じてしまうと考えるが、政府、特に外務省の見解如何。

内閣衆質一七七第二八一号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアによる我が国への北方領土における原油ガス共同開発の提案に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの記事については、承知している。

二 について

お尋ねの原油ガス田については、把握していない。

三から五までについて

ロシア側から御指摘の記事にあるような提案は受けておらず、仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

六 について

お尋ねのような仮定の御質問にお答えすることは差し控えたい。

平成二十三年六月二十九日提出
質問 第二一八 二号

東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問主意書

東日本大震災による避難者は六月十六日、内閣府発表によると十一万人を超え、今もなお多数の方が不自由な避難所暮らしを強いられている。菅

総理は五月末までに約五万一千戸の仮設住宅を建設すると声高らかに国民に約束したが、六月二十四日現在でも約三万二千戸の着工に留まり、当初の見込みとは違い、仮設住宅の完成は八月末までにずれ込む見込みとなっている。また、既に建設が終了した仮設住宅に避難者が入居しない一方で、自治体が借り上げた民間賃貸住宅に入居者が殺到する事態が生じている。仮設住宅の立地条件が、特にお年寄りが多い地域では生活をする上で困難な場所にあることが要因の一つとして考えられる。民間賃貸住宅はお年寄りでも比較的便利で立地条件も良いことから、民間賃貸住宅の活用を国として責任を持って、これまで以上に推進することが一日でも早い避難所生活の解消に繋がると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 一日でも早い避難所生活解消のために、これまで以上に民間賃貸住宅の活用が必要と考えるが、国としてどのように捉えているのか、管内閣の見解如何。

二 一に関連し、民間賃貸住宅の借り上げ戸数が進んでいる自治体とそうでない自治体とにバラツキが見られる。このバラツキを解消するために国として具体的にどのように対応するのか、管内閣の見解如何。

三 民間賃貸住宅を借り上げている自治体は財政状況が非常に逼迫しており、平成二十三年一度一次補正予算による措置だけでは充分ではなく、今後想定される平成二十三年度二次補正予算・三次補正予算において措置する必要があるが、管内閣の具体的な見解如何。

四 空室の民間賃貸住宅の活用に対して、今後国として空き室データを保有する民間団体とどのように連携していくのか、管内閣の見解如何。右質問する。

内閣衆質一七七第七二八二号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災における民間賃貸住宅の活用に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

政府としては、東日本大震災の被災者の受入れが可能な民間賃貸住宅の提供について、関係民間団体を通じ、賃貸事業者等に協力を要請するとともに、当該民間賃貸住宅に係る情報を関係各県に提供しているところであり、関係各県においては、こうした情報等を参考に、必要に応じ、地域の関係民間団体と協力して民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に対し、応急仮設住宅として提供しているものと承知している。

また、当該民間賃貸住宅の提供に要する費用については、その一部を災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基づく国庫負担の対象とするともに、それ以外の地方負担分につい

て、地方財政措置を講じているところであり、平成二十三年度当初予算及び平成二十三年度第一次補正予算において、必要な予算を確保しているものと認識している。

今後とも、こうした取組を通じて被災者の居住の安定の確保に努めてまいりたい。

平成二十三年六月二十九日提出
質 問 第 二 一 八 三 号

OECDのより良い暮らし指標に関する質問
主意書

提出者 馳 浩

OECDのより良い暮らし指標に関する質問
問主意書

OECDによる各国の国民の幸福度を測る「より良い暮らし指標」が発表された。GDP以上に、人々の生活の豊かさ、暮らしの尺度を計測、比較することを可能にする新たな指標として、国民生活に関わる一一項目を数値化したものである。その平均値で日本はOECD加盟三四九国中、一九位であったことが報告された。

OECDの調査レポートによると、日本は「より良い暮らし指標」の幾つかのトピックスにおいて平均近くあるいはそれを上回る位置につけていると評価されている。一方で、生活満足度は他国に比べ低水準で、客観的評価に比べ自己評価が低い。この指標から読み取れるのは、数字だけの豊かさを超えた、国民がより主観的に幸せを実感できる社会の形成が必要とされる。

以上を踏まえ、次の事項について質問する。

一 「より良い暮らし指標」の結果を受け、OECDの日本の評価に対する政府の認識を示された。

二 国の経済力を表す指標として、これまで伝統的に比較されてきたGDPでは、日本は世界三位であるが、今回のOECDの幸福度調査では平均以下の一九位となった。数字の上では世界でも有数の豊かな国であるのに対し、国民が幸せを実感できていないその要因について、どのようにお考えか見解を示されたい。

三 分野別の評価で、ワークライフバランスが一項目の中でも特に低水準で、加盟三四九国中、三二位となった。高い満足度を示す欧州各国と比べ、どのような事由と取組の差で評価が異なる結果になったと認識しているか政府の見解を示されたい。

四 ガバナンスの項目において、日本の評価はOECD平均以下の二三位となり、国民の政治への信頼度、選挙投票率それぞれOECD平均を下回っている。レポートでは政府への信頼を維持していくために、政府の説明責任、情報公開の透明性の確保が指摘されている。政府はこの評価をどのように受け止め、今後の政府の姿勢を改める必要があるとお考えか見解を示されたい。

五 健康の項目に関して、日本はOECD諸国の中で最も平均寿命が高く、肥満率も全人口の三・四％と最も低い。さらに、医療費総額のGDPの割合、国民一人当たりの医療費でもOECD平均を下回っており客観的な指標では高い

レベルの水準にあることがわかる。しかし、自分自身の健康状態に関して、健康であると評価したのは三三％で、OECD平均の六九％に比べ格段に低い。健康指標の全体的な評価でも二五位と、実際の日本人の健康状態に比べ低い評価となった。何故このようなギャップが生じるものと分析をしているか。また、健康に関する自己評価が低いことにはどのような原因があると認識しているか政府の見解を示されたい。

六 生活の満足度の項目について、OECDレポートでは、日本人の将来の生活満足度の予測はOECD諸国の中でも最低水準とされ、生活満足度の全体的な評価でも二八位となった。実際の日本人の生活環境や客観的な評価に対し、国民自身の主観的な自己評価は厳しく、幸福感や満足感が十分に実感されていない傾向にある。この格差が生まれる背景について政府の見解は如何。また、日本人として主観的に幸せを実感し、享受できるような社会が必要と考えるが、政府のこれからのビジョンについて示されたい。

七 鳩山政権時に行った、政府による国民の幸福度調査は、GDPに代わる国民の幸福度を示す新たな指標を策定するために実施した調査であると承知しているが、その後の指標化の検討状況はどのようになっているのか。また、調査の結果を受け、どのように政策に反映されたのか、見解を示されたい。

内閣衆質一七七第二八三号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出OECDのより良い暮らし指標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出OECDのより良い

暮らし指標に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「より良い暮らし指標」は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のホームページにおいて、その閲覧者が十一の指標にそれぞれ自由に六段階のウエイト付けを行うことにより、独自の総合指標を作成することを可能にしたものであり、我が国が「OECD加盟国三十四国中、十九位であった」との御指摘については、あくまでもこれらの指標を単純平均したものを国際比較した結果であり、OECDによる評価ではないと認識している。OECDにおいては、幸福度及び社会的進歩の計測について検討の途上であり、引き続き、我が国を始めとする加盟国により議論がなされるものと承知している。政府としては、計測に用いる指標を始めとする計測の方法について更なる検討が必要であると認識している。

なお、国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく、家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響力を持つものと考えている。

三について

お尋ねについては、欧州各国と比較して余暇や睡眠、食事等の個人的活動に充てた時間の平均が短いこと等により、御指摘の結果となったものと認識している。

四について

政府としても、行政の透明化を推進し、国民に対する説明責任を果たしていくことは重要であると考えており、そのための施策の一つとして、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度について、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、事後救済制度の強化等の措置を講ずることを内容とする「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところである。

なお、選挙の投票率については、当該選挙の争点、選挙当日の天候など、様々な要因が総合的に影響するものであることや、OECD加盟国で義務投票制を採用している国があることなどから、各国を単純に比較することは適当ではないと考えている。

五について

「平成十九年国民生活基礎調査」によれば、自分の健康状態を「あまりよくない」又は「よくない」とした者は全体の十三パーセントであり、「健康に関する自己評価が低い」との御指摘は、必ずしも当たらないものと考えている。なお、「OECD平均の六十九パーセントに比べ格段に低い」との御指摘については、各国間におい

て、健康状態の優劣を示す回答の選択肢の内容に違いがあることも影響していると推察される。

六について

国民の満足度や幸福度には、所得などの経済的要素だけではなく、家族や社会との関わり合いなどの要素も大きな影響を持つものと考えている。政府としては、「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）等に基づき、「新しい公共」の推進等を通じ、全ての国民に「居場所」と「出番」が確保される社会の構築に向けて取り組んでまいりたい。

七について

政府としては、「新成長戦略」に沿って、新しい成長及び幸福度について調査研究を推進するため、有識者からなる「幸福度に関する研究会」を開催し、国民が実感している幸福感・満足感の現状等を把握するため行った「平成二十一年度国民生活満足度調査」の結果も踏まえつつ、幸福度指標の在り方について検討を進めているところである。

平成二十三年六月二十九日提出
質問 第二八四号

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書

提出者 馳 浩

シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問主意書

前回質問主意書に対する政府答弁書の内容を踏

まえ、以下の事項について質問する。

一 前回質問主意書の二に対する答弁書にて、「調査捕鯨船に乗船した海上保安官の態勢及び海上保安官の乗船による効果については、今後の調査捕鯨船団及びその乗組員の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい」と答弁を受けたが、海上保安官が調査捕鯨船に乗船したことにより、シーシェパードの妨害行為に対し、一定の抑止力を発揮することが出来たとお考えか、見解を示されたい。

二 一に関連して、乗船した保安官の態勢や乗船の効果を公表することで、乗組員の安全面にどのようなリスクを及ぼすと認識しているか、明らかにされたい。

三 前回質問主意書の四に対する答弁書にて、シーシェパードによる妨害行為は海賊対処法に規定する海賊行為にはあたらないと認識を示された。前々回質問主意書の答弁書では、公海上での妨害行為を取り締まる法整備は困難と、政府の認識を示されたことも踏まえると、シーシェパードの妨害行為に対し、何も対処することとは出来ず、逃げることでしか対抗出来ないのではないか。これで乗組員の安全を守ることが出来るとお考えなのか。他に検討されている対抗措置があれば示されたい。

四 東日本大震災によって、南極海での調査捕鯨へどのような影響が出ると想定されているか。今年度もこれまで通りの活動を行うことは出来るとお考えか、見解を示されたい。

五 東北地方の被災地において、シーシェパード

工作員が震災以降再び地域を訪れ、漁業施設を撮影するなどの活動を再開させていることが報道により明らかにされた。被災地でのシーシェパードのこのような活動は、復興の妨げになると危惧する声もあるが、政府の把握する現状と認識について示されたい。

内閣衆質一七七第二八四号
平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する

第三回質問に対する答弁書

一 及び二について

お尋ねの「一定の抑止力」の意味するところが必ずしも明らかではないが、調査捕鯨船に海上保安官が乗船したことによる効果は、シーシェパードが行った個々の妨害行為ごとに様々な観点から検証すべきものであることから、一概にお答えすることは困難である。調査捕鯨船に乗船した海上保安官の態勢及び海上保安官の乗船による効果を公表し、具体的な内容を明らかにすることは、シーシェパードによる妨害行為の巧妙化につながり、今後の調査捕鯨船団及びその乗組員の安全の確保に支障を及ぼすお

それがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

シーシェパードの妨害行為に対しては、これまでの妨害事例を検討の上、調査捕鯨船団の自衛措置の強化に対する支援を行うとともに、シーシェパードが所有する船舶の旗国及び寄港国の政府に対し、シーシェパードによる不法な妨害行為を防止するための実効的な措置をとるよう働きかけを行い、また、海上保安官が乗船するなど、政府として可能な限りの対策を講じ、乗組員の安全の確保に努めてきたところである。今後も、内閣官房を中心に関係省庁が連携し、シーシェパードによる不法な妨害行為を防止するための実効的な措置を検討していく考えである。

四について

東日本大震災により調査捕鯨の実施主体である財団法人日本鯨類研究所の施設が被害を受けたことなどにより、同研究所の財務状況に一定の影響があったと承知している。今後の調査捕鯨については、シーシェパードによる妨害の状況及び妨害による影響も踏まえ、有識者の意見も聴いた上で、総合的に検討していく考えである。

五について

シーシェパードのメンバーが、東日本大震災後に、被災地を訪れ漁業施設を撮影する等の活動を行ったことは承知している。シーシェパードは、我が国沿岸で行われているイルカ漁業等に対し妨害行為を行っている団体であるこ

とから、そのメンバーが被災地で行ったこれらの活動が、被災地の漁業者等に不安を与えていると認識している。

平成二十三年六月三十日提出
質問 第二八五号

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問主意書

北海道根室管内で、本年の春以降、原因のわからない爆音が続き、地域住民が困惑している問題に関し、六月十七日、根室市は爆音の原因が国後島での弾薬処理との情報を得て、外務省に照会したところ、同省としても同日ロシア側に確認し、右が事実であることがわかったとのことである。右と「前回答弁書（内閣衆質一七七第二六四号）」を踏まえ、再質問する。

一 根室管内で発生している爆音の原因について、「前回答弁書」で外務省は、「お尋ねの原因については、外務省として、ロシア側が、古い弾薬の処理を加速化するため、国後島において、一度に大量の弾薬の処理を行ったことにあるとの情報に接している。」と答弁している。ロシア側がなぜこの時期に、大量の古い弾薬の処理を集中して行っているのか、外務省としてどのような見解を有しているか。

二 前回質問主意書で、外務省として、事実関係の確認とロシア側への中止要請を根室市から求められているのを受け、これまでどのような対

応をとっているのか、また右を受けた同省による対応について、ロシア側からどのような回答、対応があったのかとの問いに対し、「前回答弁書」で外務省は、「外務省からロシア側に対し、事実関係を照会するとともに、安全確保の観点から、本件の原因がロシア側にあるのであればそれを除去するよう申入れを行った。これに対し、現時点においてロシア側から事実関係についての具体的な説明等は得られていない。」との答弁をしている。外務省が右申入れを行った日にち並びに方法、申入れを行った同省の人物及びロシア側の人物の官職氏名を、それぞれ明らかにされたい。

三 二の答弁からすると、一の答弁にある事実を、ロシア側は未だ明確に認めたわけではないものと思料されるが、いかがか。

四 二の答弁には、「現時点においてロシア側から事実関係についての具体的な説明等は得られていない。」とあるが、その後も外務省として、ロシア側に事実関係の具体的な説明及び一日も早い弾薬処理の停止を継続して求めているか。

五 四の外務省の申入れに対し、ロシア側は具体的にどのような回答をしているか。

内閣衆質一七七第二八五号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出北海道根室管内で発生している爆音への政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、現時点でロシア側から本件に関する事実関係についての具体的な説明は得られておらず、外務省として見解を述べることは差し控えたい。

二について

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との間の今後のやり取りに支障を来すおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

本件については、外務省からロシア側に對し、引き続き、事実関係を照会するとともに、安全確保の観点から、本件の原因がロシア側にあるのであればそれを除去するよう申入れを行っているが、現時点においてロシア側から事実関係についての具体的な説明等は得られていない。

平成二十三年六月三十日提出
質問 第二八六号

大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問主意書

提出者 吉井 英勝

大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問主意書

政府は「情報収集衛星」光学四号機を本年八月二

十八日、種子島宇宙センターから打ち上げることと決定した。情報収集衛星の目的は、政府によれば「外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集」となっている。ところが、二〇〇三年の一号機の打ち上げ以来、「大規模災害等への対応」については、何をいつ撮影し、どう活用したのか、その目的を果たしているのか、国民の目にいつさい明らかにすることがない。東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼしたが、この未曾有の被害をもたらした地震と津波に對してさえも、これまで同様に「安全保障上の制約からどのように運用したかは明らかにできない」と活用の実態を明らかにしていない。「これでは、具体的にどう役立ったか、さっぱりわからない。果たして、納税者の理解を得られるだろうか」(二〇一一年五月十六日付、朝日新聞社説)という主張が上がるのも当然である。

よって、次のとおり質問する。なお、年次はすべて西暦で表記されたい。

(一) 現時点で運用中の情報収集衛星は、光学衛星、レーダー衛星それぞれ何機か。

(二) 情報収集衛星の予算が計上された一九九八年度から昨年度までの年度別の決算額と今年度の予算額、これらの総額はいくらに上るか。それぞれ、円単位で答えられたい。

(三) これまで打ち上げた情報収集衛星(軌道投入に失敗したものも含む)の研究費、開発費、製造費はそれぞれいくらか。衛星、機ごと

に百万円単位で示されたい。

(四) これまで情報収集衛星を打ち上げたH2A

ロケット(八月二十八日に打ち上げ予定の十九号機を含む)の製造費と打ち上げ費は、それぞれいくらか。ロケットの号機ごとに百万円単位で示されたい。

また、これまで情報収集衛星を打ち上げたH2Aロケットの打ち上げ者は、それぞれどこか。号機ごとに示されたい。

(五) 情報収集衛星の目的として政府がいう「大規模災害等への対応等」の「大規模災害」とは、具体的に何を対象としているのか。今回の東日本大震災での地震や津波、東京電力・福島第一原子力発電所の事故を含むのか。また、「対応等」の「対応」とは、具体的に何をを行うことを示しているのか。詳細に説明されたい。

(六) 二〇〇八年十一月二十八日に提出した質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一七〇第二九一号)の中で、二〇〇五年三月二十日に発生した福岡県西方沖地震の際に「情報収集衛星を有効に活用した」旨を答えているが、これを含めて情報収集衛星を活用した大規模災害を、すべて列挙されたい。

また、各々の災害について、情報収集衛星をどのように活用したか、その実態を情報収集衛星の利用省庁別に明らかにされたい。そのうち、画像を公にしたものはあるか。

(七) 情報収集衛星の利用省庁は、東日本大震災への対応に当たり、情報収集衛星の画像をどう利用したか。省庁ごとに詳細に答えられたい。

(八) 宇宙から地上を撮影する情報収集衛星の画

像を使えば、津波がどのように移動していくのか、どこに何時頃到達するか等を判読できるのではないか。東日本大震災の地震発生時から津波襲来時にかけて、情報収集衛星は被災地上空を周回していたのか。

(九) 津波の到達場所と時刻がどこに何時頃かという情報がすみやかに提供されていたならば、的確な避難により犠牲者を少なくすることができたと思われる。情報収集衛星の画像や画像判読による津波の到達時刻等は、政府や各自治体、関係機関に伝えられたのか。

(十) 津波襲来直後に津波がどこまで襲来し、建物の損壊状況、被災者の所在や避難場所を迅速に把握することは、被災者救出に当たってきわめて重要な情報であったと考えられる。緊急車両等が近づくことができなかった場所でも、宇宙から夜間でも高解像度で画像を撮影できる情報収集衛星は、そのために有効な手段となったはずである。政府は被災直後すみやかに、被災者救出に当たっていた機関や自治体等に情報収集衛星が撮影した被災地の画像を公開、提供したのか。仮に公開も提供もしていなかったとすれば、それはどういう理由からか。

(十一) 政府はこれまで「今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがある」という理由から、情報収集衛星が撮影した画像等の情報の公開を拒み続けてきた。「情報収集活動に支障を及ぼす」とは、具体的にどういうことを意味しているのか。詳細に答えられたい。

(十二) 内閣官房によれば、情報収集衛星は「国

官 報 (号 外)

民生活の安定・安全を確保するための情報の収集・分析に重要なツールであるという。情報収集衛星の画像は天候や時間の制約なく、宇宙から地上を撮影できる情報である。地震と津波襲来直後に被災者救出活動に当たっていた機関や組織に、政府がその画像の公開や提供を行っていないとしたとすれば、政府自らが「国民生活の安定・安全を確保するための情報の収集・分析に重要なツール」の活用を意図的に怠っていたことに加え、国民の命と安全を確保するという政府の責任を果たしていなかったということになるのではないか。

(十三) きわめて大規模で深刻な被害をもたらしている東日本大震災の被災状況ですら、「情報収集活動に支障を及ぼす」という理由で情報収集衛星の画像を公にしない実態は、情報収集衛星の目的である「大規模災害等への対応」という文言が単なる「方便」に過ぎないことを意味しているのではないか。

あわせて、情報収集衛星に関連する今年度のすべての予算の執行はただちに停止して（八月二十八日に打ち上げ予定の光学四号機の打ち上げは当然中止）、その分を今後の補正予算編成に際し、震災の復興予算財源に回すべきと考えるがどうか。

(十四) 大規模災害への対応という目的で多額の国費を投じて情報収集衛星の開発・運用を進めながら、大規模災害での活用実態を「情報収集活動に支障を及ぼす」という理由で、国

民に説明すらできないような代物になっているのならば、政府の「無駄撲滅」や「事業仕分け」の観点から運用をただちに停止し、来年度以降から予算の計上はやめるべきではないか。

その代わりとして、大規模災害への対応だけに目的を絞った高性能の人工衛星を導入し、撮影した画像や分析情報を災害対応の機関や自治体、研究者等に何の制約もつけずに公開すべきではないか。国民の安全を確保する責任を負った政府は、そのようなことを検討していないのか。

(十五) 公開されている福島第一原子力発電所の破壊状況を撮影した人工衛星の画像は、すべてアメリカの商用衛星が撮影したものである。日本の情報収集衛星は福島第一原発の上空から画像を撮影していないのか。撮影していたとすれば、なぜ情報収集衛星の画像を公開しないのか。

(十六) 福島第一原発の状況を撮影したアメリカの商用衛星の名前は何か、どこが保有するものか。衛星画像は購入したものとかわれるが、どこが、どこから、いくらで購入したのか。円単位で示されたい。

(十七) 内閣情報調査室は情報収集衛星の画像等を基に、東日本大震災の津波の浸水範囲を地図上に記した「被災状況推定地図」を作成しているが、縮尺は二万五千分の一という小縮尺のため、建物や道路、地形等が詳しく表現されていない。現実的にこれでは「大規模災害等への対応」に、とうてい役立たないと考え

られるが、なぜ大縮尺の地図を基にして詳細な被災状況推定地図を作成することができなかったのか。

(十八) 内閣情報調査室が東日本大震災の被災状況推定地図を作成したのはいつか。また、利用省庁は被災状況推定地図を被災地の現場で実際にどのように活用したのか。省庁ごとに答えられたい。

(十九) 東北電力・女川原子力発電所も津波で重油タンクの転倒等、外見上も明白な被害を受けた。ところが、被災状況推定地図によると女川原発の部分は津波の浸水が及んでいないことになっている。情報収集衛星の画像には、女川原発とその周辺には津波の浸水状況が撮影されていないのか。

(二十) 情報収集衛星のうち、レーダ衛星二機が設計寿命を前に運用を停止した。その原因は何か。これによって、国民生活に何らかの支障が発生したか。また、運用を停止した衛星は現在どのような状況にあるのか。スペースデブリの状態にあるのか。

(二十一) 運用を停止した二機の衛星の設計寿命はそれぞれ何年であり、実際の運用期間は何年何ヶ月であったのか。

(二十二) 設計寿命を前に運用を停止したことに伴い、政府は衛星を製造した三菱電機に対し製造者責任の観点から、契約金の返還を求めたのか。あるいはその必要はないと判断したのか。三菱電機の責任が免れるとすれば、それは契約書の何条に何と書かれているのか。

(二十三) 情報収集衛星を運用している内閣衛星

情報センターの職員は何人か。出向元の省庁別の内訳を付し、総数を明らかにされたい。あわせて、常勤職員と非常勤職員の内訳を示されたい。

(二十四) 内閣衛星情報センターの職員のうち、民間企業や団体、独立行政法人は除くから採用（出向含む）している者は何人か。あわせて、常勤職員と非常勤職員の内訳を示されたい。

(二十五) 内閣衛星情報センターの歴代の所長三名は三名とも防衛省退職者、同じく次長五名のうち四名は警察庁からの出向者、一名は外務省からの出向者である。所長と次長のほかに、防衛省と警察庁出身者を充てているのはどういう理由からか。また、この人事は、情報収集衛星が大規模災害への対応という民生用途の衛星ではなく、「外交・防衛等の安全保障」、すなわち軍事衛星であることの意味するものではないか。

(二十六) 内閣衛星情報センターの所長に、出向者でなく退職者を充てるのはどういう理由からか。

(二十七) 国会議員に対して議員会館に説明に来る内閣衛星情報センターの職員は常に名刺を持たない。聞くところによれば、名刺を作つて配らないようにという指示が出されているというが、これは事実か。また、このようなことはいつから、どういう理由で行われているのか。

右質問する。

内閣衆質一七七第二八六号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する質問に対する答弁書

(一)について

お尋ねの運用中の情報収集衛星は、光学衛星が三機、レーダー衛星が零機である。

(二)について

お尋ねの情報収集衛星に係る決算額は、平成十年度(千九百九十八年度)が十七億三千八百八十二万五千円、平成十一年度(千九百九十九年度)が百十一億二千六百四十四万四千九百五十四円、平成十二年度(二千年度)が七百五十四億九千八百八十一万三千九百四十二円、平成十三年度(二千一年度)が九百三十億六千六百八十九万三千四百七十二円、平成十四年度(二十二年)が六百六十九億三千四百二十二万五千七百五十九円、平成十五年度(二十三年)が六百三十七億四千八百六十二万四千四十円、平成十六年度(二十四年度)が六百十二億九千九百九十八万五千七百五十八円、平成十七年度(二十五年度)が五百二億三千二百三十六万三千二百三十七円、平成十八年度(二十六年)が七百十六億千五百四十四万五千五百八十五円、平成十九年度(二十七年)が五百

六十八億八千五百五十一万八千八百九十七円、平成二十年度(二十八年)が六百三億二千八百四十六万七千四百十四円、平成二十一年度(二十九年)が六百三十億五千九百六十一万五千八百二十九円、平成二十二年(三十年)が七百五十六億九千五百五十二万五千二百二円である。

また、平成二十三年(三十一年)における情報収集衛星に係る予算額は、六百六十九億五千六百六十一万九千九百四十四円である。

これらの決算額及び予算額の総額は、八千八百八十一億四千六百六十六万四千七百二十九円である。

(三)について

予算上、「研究費、開発費、製造費を一括して計上しているため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一括して計上している予算額であれば、光学一機及びレーダー一機が合計で七百八十九億九千五百万円、光学二機が二百九十九億二千二百万円、レーダー二機が二百九十九億七千七百万円、光学三機が四百九十億二千六百万円である。また、軌道投入に失敗した光学衛星一機及びレーダー衛星一機が合計で六百二十二億七千二百万円である。なお、光学一機及びレーダー一機並びに軌道投入に失敗した光学衛星一機及びレーダー衛星一機については、共同で研究・開発を行っており、一機ごとの予算額をお示しすることはできない。

(四)について

情報収集衛星の打ち上げについては、これまでのところ、H-IIA五号機、H-IIA六号機、H-IIA十号機、H-IIA十二号機及び

H-IIA十六号機を利用し、今後、H-IIA十九号機を利用することとしている。

H-IIA五号機、H-IIA六号機、H-IIA十号機及びH-IIA十二号機の開発及び打ち上げに係る予算額並びに打ち上げ者は、H-IIA五号機が八十五億五千二百万円及び十九億二千七百万円並びに宇宙開発事業団(当時)、H-IIA六号機が八十五億四千九百万円及び十九億二千六百万円並びに独立行政法人宇宙航空研究開発機構、H-IIA十号機が七十六億五千三百万円及び十九億二千七百万円並びに同機構、H-IIA十二号機が九十一億五千百万円及び十九億三百万円並びに同機構である。

H-IIA十六号機及びH-IIA十九号機については、予算上、「製造費と打ち上げ費を一括して計上しているため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、一括して計上している予算額及び打ち上げ者であれば、H-IIA十六号機が九十四億九千九百万円及び三菱重工株式会社、H-IIA十九号機が百三億七千万円及び同社である。

(五)について

お尋ねの「大規模災害とは、例えば、重大な人的・物的被害が生じた震災・津波災害等をいうものであり、御指摘の「今回の東日本大震災での地震や津波、東京電力・福島第一原子力発電所の事故」を含むものである。お尋ねの「対応」とは、大規模災害の被災地における政府の支援活動等をいうものである。

(六)及び(七)について

お尋ねの大規模災害は、平成十六年(二十四

年)の新潟県中越地震、平成十七年(二十五年)の福岡県西方沖地震、平成十九年(二十七年)の能登半島地震、平成十九年(二十七年)の新潟県中越沖地震、平成二十年(二十八年)の岩手・宮城内陸地震、同年の岩手県沿岸北部地震、平成二十三年(三十一年)の霧島山(新燃岳)の火山活動及び同年の東日本大震災である。これらの災害においては、情報収集衛星により撮像した画像は公開していないが、内閣衛星情報センターにおいて、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析を行い、必要に応じ、関係省庁にその結果を配付・伝達したところであり、関係省庁においては、それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして、その結果を活用したところである。

(八)について

御指摘の津波の移動、到達時刻の判読等については、これを行うためには、情報収集衛星が津波の発生時点において津波を撮像できる態勢にあることが必要であるが、一般に、情報収集衛星等の地球上を周回する衛星では、特定の地点にとどまって撮像することが困難であるため、これを行うことは困難であると考えている。

また、「東日本大震災の地震発生時から津波襲来時にかけて、情報収集衛星は被災地上空を周回していたのか」とのお尋ねについては、情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とするものであり、その具体的な運用状況を明らかにすると、今後の

官 報 (号 外)

安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(九) から(十五)までについて

内閣衛星情報センターにおいては、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析を行い、必要に応じ、関係省庁にその結果を配付・伝達し、関係省庁において、それぞれの所掌事務の遂行における情報源の一つとして、その結果を活用したところである。さらに、内閣情報調査室においては、情報収集衛星により撮像した画像の判読・分析結果や独自に収集した情報を基に、被災状況推定地図を作成し、関係省庁に幅広く配付したところである。当該地図を配付された関係省庁においては、現地対策本部等に当該地図を配付し、現地の移動可能な経路の把握、津波により被災した農地面積の推計、被災した企業活動拠点の把握等に活用しているところである。

したがって、「国民の命と安全を確保するという政府の責任を果たしていなかったということになるのではないかと」及び「大規模災害等への対応」という文言が単なる「方便」に過ぎないことを意味しているのではないかととの御指摘は当たらないと考えている。いずれにせよ、今後とも、情報収集衛星を大規模災害等への対応にも有効に活用してまいりたい。

また、情報収集衛星は、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的とするものであり、情報収集衛星により撮像した画像につ

いては、これを詳細に分析することにより、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、その公開を行っていないところである。

(十六) について

お尋ねの衛星画像については、内閣官房が、日本スペースイメーシング株式会社及び株式会社日立ソリューションズから、合計三千六百八万五千七百七十円で購入したものである。当該画像は、QuickBird、WorldView-1、WorldView-2、IKONOS及びGeoEye-1により撮像されたものであるが、前三者についてはDigitalGlobe社が、後二者についてはGeoEye社が保有していると承知している。

(十七) 及び(十八) について

内閣情報調査室においては、縮尺五万分の一の被災状況推定地図を作成したところであるが、これは、その時点で集約できた情報と被災範囲の広がり等を勘案して、縮尺五万分の一が最適であると判断したものである。また、当該地図は、本年三月十三日、十四日、十五日及び三十一日に作成し、関係省庁に幅広く配付したところである。当該地図を配付された関係省庁においては、現地対策本部等に当該地図を配付し、現地の移動可能な経路の把握、津波により被災した農地面積の推計、被災した企業活動拠点の把握等に活用しているところである。

(十九) について

お尋ねについては、情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、今後の安全保障上の

情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(二十) について

御指摘のレーダー一号機及びレーダー二号機については、厳しい宇宙環境下における運用により電源系の経年劣化が原因と思われる運用障害が発生したことから運用を終了したものである。これによって、現在、運用できるレーダー衛星がないため、情報収集活動に一定の制約が生じているものの、他の光学衛星を活用することなどにより、支障が生じないよう努めているところである。運用を終了したレーダー衛星二機については、当該衛星との通信ができないため、現在の状態についてお答えすることは困難である。

(二十一) について

お尋ねの衛星の設計寿命については、レーダー一号機、レーダー二号機共に五年であるが、レーダー一号機については、打ち上げ日から四年、レーダー二号機については、打ち上げ日から三年六か月で運用障害が発生した。

(二十二) について

政府においては、御指摘のレーダー一号機及びレーダー二号機については、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(旧宇宙開発事業団)との間で業務委託契約を結んでおり、御指摘の三菱電機株式会社は直接の契約相手方ではない。レーダー一号機に係る契約書の第二十三条においては、「相手方から受けた損害について相手方に故意ある場合を除き、損害賠償の請求を行わないものとする。」と規定されており、また、レーダー二号機に係る契約書の第二十六条においては、

「相手方から受けた損害について相手方に故意がある場合を除き損害賠償請求を行わないものとする。」と規定されている。

レーダー一号機及びレーダー二号機の運用障害は故意により発生したものではないと考えられることから、損害賠償の請求を行わないこととしたものである。

(二十三) について

内閣衛星情報センターの定員は、現時点で二百十九名であり、現在、内閣府から四名、警察庁から二十九名、総務省から三名、公安調査庁から八名、外務省から六名、文部科学省から二名、経済産業省から二名、国土交通省から四名、国土地理院から一名、気象庁から一名、海上保安庁から一名及び防衛省から十一名が出向している。これらの職員は、全て常勤職員である。

(二十四) について

お尋ねについては、今後の内閣衛星情報センターの業務に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(二十五) 及び(二十六) について

内閣衛星情報センターの幹部職員の人事については、適材適所の観点から行っているものであり、情報収集衛星が「軍事衛星であることを意味するもの」との御指摘は当たらないと考えている。

(二十七) について

内閣衛星情報センターにおいては、平成十九年(二千七年)より、情報保全の観点から、職員に対し、名刺の作成・配布については業務上必

要なものに限るよう指導しているところである。なお、御指摘のように「国会議員に対して議員会館に説明に来る内閣衛星情報センターの職員は常に名刺を持たない」ということはない。

平成二十三年六月三十日提出
質 問 第 二 八 七 号

菅内閣の政治姿勢に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

菅内閣の政治姿勢に関する質問主意書

去る六月一日、自民党・公明党・たちあがれ日本三党共同で内閣不信任決議案が提出され、翌二日、衆議院本会議で採決されたが反対多数で否決された。二日の衆議院本会議の前に行われた民主党代議士会において菅総理は、「一定のメド」がつけば若い世代にその責任を引き継ぐと発言し、菅総理の辞任表明と一斉に報道されたが、菅総理自身の口からは約一ヶ月が経過した現時点に及んでも、一言も辞任をすると明確に発言されたことはない。また六月二十二日に会期末を迎えた第一七七回通常国会の会期延長について、「百二十日間」から「五十日間」、そして「七十日間」と迷走し、また民主・自民・公明三党合意による再生可能エネルギー法案の審議についても「新総理の下で」「新体制の下で」に自ら変更をし、二次補正予算や特例公債法案などの必要な法案審議を円滑に進めるため三党で合意した「五十日間」の会期延長が、まるで自分の地位における延命のためとしか思えない菅総理によって反故にされた。こども達の間

では、「一定のメド」という言葉が流行しており、教育上の観点からもふさわしくなく、もはや菅総理のままで震災の復旧・復興がままならないことは明白であり、与野党の共通認識と言っても過言ではない。一刻も早くその地位を退くことが日本の国益に繋がると考えられる。

従って、次の事項について質問する。

一 昨年十月一日の第一七六回臨時国会での所信表明演説において、菅総理が発言した「熟議の国会」の真意はどういう意味なのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、第一七六回臨時国会、第一七七回通常国会を「熟議の国会」にするために具体的に何をしてきたのか、菅内閣の見解如何。

三 菅総理が発言した「一定のメド」とは何なのか、具体的かつ明瞭に示されたい。

四 二に関連し、菅総理の下では何のメドもつけられないのは明白であるが、「一定のメド」がつかない限り菅総理は続投をするのか、具体的に示されたい。

五 菅総理の口からは一度も「辞任」という発言は出ていない。菅総理は本当に辞任をする意志はあるのか、明確に示されたい。

六 菅総理は去る六月十五日、エネルギー関係の集会に出席し、再生可能エネルギー法案について「俺の顔を見たくなければ、この法案を早く通せ」と一国の総理とは思えない恫喝めいた発言をしたが、この発言について謝罪・撤回するつもりはないのか、菅内閣の見解如何。

内閣衆質一七七第七二八七号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣の政治姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出菅内閣の政治姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

菅直人内閣総理大臣は、国民の期待に応えるべく、政策に関する建設的な議論を行い、様々な課題に対して結論を出す国会としたいという趣旨で「熟議の国会」という表現を用いたものである。

二について

政府としては、政策に関する建設的な議論を行うため、菅直人内閣総理大臣自ら長時間の審議に応じるなど、「熟議の国会」にするために努力してきたところである。

三から五までについて

お尋ねの菅直人内閣総理大臣の発言の趣旨については、平成二十三年六月二十七日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅直人内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。

六について

お尋ねについては、政治家個人としての発言に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

平成二十三年六月三十日提出
質 問 第 二 八 八 号

財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問主意書

提出者 河野 太郎

財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問主意書

財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)を相手取り、問題が起きた当時(平成二〇年度)に理事長だった佐藤信彦元建設省技監が退職金七十五万八千七百円の支払いを命じる訴訟を東京地裁に起こし(平成二三年四月二六日)、平成二三年六月二七日に退職金支払いを命じる判決が下された。

一 佐藤信彦氏は平成二二年二月三日に辞任する際、退職金を「留保」している。辞退ではなく留保した理由を、政府はどう認識しているか。

二 政府の事業仕分け(平成二二年五月二五日)で、当時の枝野幸男内閣府特命担当大臣が同センターの責任を質問したところ、同センター側は「大変大きな迷惑をかけた」ということは理解してございます」と答えている。国に損害を与えた同センターの理事長(当時)に退職金が支払われることを、政府はどう考えるか。

三 政府は解散前の同センターに対し、佐藤信彦氏の退職金支払いについてどのような指導をしていたか。

内閣衆質一七七第二八八号

平成二十三年七月八日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員河野太郎君提出財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河野太郎君提出財団法人道路保全技術センター(清算手続き中)に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの理由については承知していない。

二について

御指摘の判決については、現時点において確定していないと承知しており、また、政府は訴訟上の当事者ではないことから、お答えすることとは差し控えたい。

三について

国土交通省においては、平成二十三年三月十八日に、財団法人道路保全技術センターに対し、佐藤信彦前理事長に対する退職金の不支給について検討するよう、文書により要請したところである。

、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橋慶一郎君提出地方制度調査会の今

後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博君提出邦人保護並びに対ミャンマーODAに対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎君提出自動車外式除細動器(AED)の重要性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問に対する答弁書

衆議院議員福田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対する答弁書

平成二十三年七月一日提出
質問 第一一八九号

東北自動車道無料化開始による混乱に関する
質問主意書

提出者 木村 太郎

東北自動車道無料化開始による混乱に関する
質問主意書

六月二十日から始まった東日本大震災の被災者を対象にした東北自動車道の無料化は、早くも様々な問題を抱えている。菅内閣では毎度のことではあるが、国としてきちんとした制度設計もせず、単なる思いつきで、ただ闇雲に開始した無料化は、東北地方の各自治体、また県民に対して無用の混乱を生じさせており、国として早急に対応

することが必要と考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 東北自動車道の無料化の対象者は、東日本大震災によって被災・罹災証明書の発行を受けた国民であるが、被災・罹災証明書の発行はどのような基準で行われるのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、被災・罹災証明書の発行を行う各自治体ではその基準を巡り混乱が生じている。去る六月二十五日青森県では県や市長会、町村会から県選出国会議員に対しての来年度の重点施策を要望する説明会が行われたが、その席でも被災・罹災証明書の発行に関して各自治体から国に対して不満が相次いだ。一刻も早く国として責任を持って統一した基準を示すべきと考えるが、菅内閣の具体的な見解如何。

三 二に関連し、市町村によっては停電などの同じ理由であっても、証明書を発行する自治体とそうでない自治体があったり、震災の遺族であつても発行されないケースがあったりと県民に不公平感が生じているが、国としてどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

四 東北自動車道の各インターチェンジにおいては、被災・罹災証明書の確認のために渋滞が生じているが、その解消のために国としてどのように対応するのか、菅内閣の見解如何。

五 四に関連し、夏の行楽シーズン・帰省などにより、年間で最も渋滞が発生する時期が間もなく到来するが、このまま渋滞対策がなされなければ、復旧・復興にも影響が及ぶことは避けられない。国として東北自動車道渋滞による復

旧・復興に対する影響をどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第二八九号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出東北自動車道無料化開始による混乱に関する質問に対する
答弁書

一について

御指摘の「被災・罹災証明書」の発行に係る事務は、地方公共団体の自治事務として行う事実の証明であり、申請に係る事実の確認ができる限り、証明ができるものであつて、その発行基準については、地域の実情に応じて、各地方公共団体の判断により設定されるものである。なお、被災者生活再建支援法(平成十年法律第十六号)に基づく支援金の支給の申請などには必要となる住宅の被害の程度を証する書面については、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針等」を参考として地方公共団体が発行しているところである。

二及び三について

御指摘の「無料化」に関しては、御指摘のような「混乱」が生じていることは否定できないこと

るであり、今後、その対象等について、利用者の公平性の確保等を図りつつ、関係市町村の意見を十分に勘案して検討を進めてまいりたい。四及び五について

渋滞している高速道路の料金所においては、東日本高速道路株式会社が、これまで閉鎖していたレーンを全て開放するなどの対策を進めているところである。国土交通省としては、渋滞による復旧・復興への悪影響が出ないよう、引き続き、渋滞の緩和や解消に資する対策の強化について、同社に対し指導してまいりたい。

平成二十三年七月一日提出
質問 第一一九〇号

地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書

提出者 橋 慶一郎

地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問主意書

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）に基づき、内閣府に設置されることとされており、内閣総理大臣の諮問に応じ、日本国憲法の基本理念を十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることという目的に従って地方制度に関する重要事項を調査審議することとされている。しかるに、第二十九次地方制度調査会が平成二十一年六月十六日に「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」を行った後は鳩山内閣・菅内閣を通じて調査会の委員が任命されることなく今

日に至っている。一方、平成二十三年四月二十一日の衆議院総務委員会において、片山総務大臣は、地方制度調査会の「根拠法について、これを廃止に向けて検討を進めているという事実は、ございませぬ。我が国は法治国家でありますし、その法律が現在ちゃんとあるわけでありますので、これは、その法の趣旨を生かしていかなければいけない」と思っております。」と答弁されたところである。昨今の地方自治の現場における諸問題において、改めて「法律に基づく行政」の原則の遵守が求められる現状において、地方制度調査会の今後の取り扱いについて、以下四項目にわたり質問する。

一 菅内閣として、「法律に基づく行政」の原則をどのようにとらえているのか、またこれを遵守する考えであるのか、確認する。

二 地方制度調査会設置法が存在する以上、第三十次地方制度調査会を早期に立ち上げるべきと思うが、内閣の方針を伺う。

三 内閣から提出されている「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」中、地方から国への寄付に係る改正点は、地方分権改革推進委員会の四次にわたる勧告には盛り込まれていない。改正案を提起する前に、地方制度調査会の審議を求めるべきだったのではないかと考えるが、内閣の見解を伺う。

四 地方制度調査会と同様に、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十八条第一項に基づき、内閣府に設置されることとされている経済財政諮問会議についても、「政府の政策決定

過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案」を撤回し、内閣の方針として、法律上存続させることとした以上、「法律に基づく行政」の原則に照らせば、早期に再開すべきであると考えるが、内閣の見解を伺う。
右質問する。

内閣衆質一七七第二九〇号
平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員橋慶一郎君提出地方制度調査会の今後の取り扱いに関する質問に対する答弁書

一について

法律による行政を確保しつつ行政運営を行うべきことは、当然であると考える。

二について

お尋ねの第三十次地方制度調査会については、その開催に向け準備しているところである。

三について

地方公共団体に関する法律の改正に当たり、その全てを地方制度調査会の審議に付することとなっているものではなく、御指摘の「地方から国への寄付に係る改正」である地方公共団

体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）附則第五条の規定の改正について、同調査会の審議を経るべきであったとは考えていない。なお、同改正については、地域主権戦略会議でその内容が了承されたほか、総務大臣と地方六団体との間で意見交換が行われ、また、地方財政審議会において審議がなされるなど、その提案に当たり、様々な場における議論を経ているものである。

四について

経済財政諮問会議については、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等の企画立案等に関わる行政組織の運用を見直す観点から、これを開催しないこととしているものである。

平成二十三年七月一日提出
質問 第一九一号

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮

捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亭次席検事は、その脅船長を処分保留として釈放することを発表した。脅船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。右につき、那覇検察審査会は本年四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決をした。その脅船長が本年五月二十二日、香港紙のインタビューを受け、昨年九月、連行される際に日本の海上保安庁職員から、右肩を殴られる、左脚を蹴られるといった暴行を受けた、また海上保安庁の巡視船の方から故意に衝突してきた、更には取調べの間中は、深夜まで眠ることが許されず、「尖閣諸島は日本の領土」とする文書に署名することを強要されたとの証言(以下、「証言」という。)をしたことである。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七七第二四五号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、「外務省として、御指摘の報道を直接確認している。」との答弁がなされている。では、外務省が確認している、「証言」に係る報道の内容を、見出し、本文のすべてを明らかにされたい。

二 外務省として、一の「証言」に係る報道内容を翻訳しているか。

三 二の書類は現在外務省のどこに、誰の責任の下、保管されているか。

四 一の「証言」に係る報道内容は、真実を反映しているか。外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第二九一号
平成二十三年七月十二日
内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿
衆議院議員 浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
(別紙)
衆議院議員 浅野貴博君提出尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問に対する答弁書
一から四までについて
先の答弁書(平成二十三年六月二十四日内閣衆質一七七第二四五号)で述べたとおりであり、外務省として、個別の報道への対応については、その事実関係や影響等を総合的に勘案して、適切に対処しており、御指摘の報道についても直接確認しているが、その詳細について明らかにすることは差し控えたい。

いづれにしても、御指摘の衝突事件については、政府として我が国法令に基づき適切に対応してきており、このことは、中国政府に対するものを含め、これまでに内外に説明してきている。

平成二十三年七月四日提出
質問 第一一九二号
邦人保護並びに対ミャンマーODAに対する外務省の認識に関する質問主意書
提出者 浅野 貴博

邦人保護並びに対ミャンマーODAに対する外務省の認識に関する質問主意書
二〇〇七年九月、ミャンマーで民主化を求める僧侶や市民のデモをミャンマー軍事政権が鎮圧し、その際にデモの現場にいた日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー治安部隊に射殺される事件(以下、「射殺事件」という。)が発生した。その後、我が国の警察当局と外務省が「射殺事件」の調査のため結成したチームが二〇〇八年二月十九日にミャンマーに派遣された際、同チームが行った司法解剖結果とビデオ画像の鑑定結果について、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示しつつ説明し、ミャンマー側のこれまでの「射殺事件」の見解の修正及び殺害された長井さんが所持していたビデオカメラについて更に捜索を行うよう求めていると承知する。右と「政府答弁書」(内閣衆質一七六第二〇七号)を踏まえ、質問する。

「政府答弁書」には、管内閣としての「射殺事件」の真相解明及び長井さんが所持していたビデオカメラ返還の実現に向けた取り組み、そしてそれに対するミャンマー側の回答は具体的にどの様なものかについて、「長井健司氏死亡事件」については、政府として、事件の真相解明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の返還についてミャンマー政府への申入れを継続してきており、平成二十二年十月三十日、ベトナム・ハノイにおける日・ミャンマー外相会談の際にも、前原誠司外務大臣からニャン・ウイン・ミャン

マー外務大臣に対して、改めて同様の申入れを行ったところである。これに対し、ニャン・ウイン・ミャンマー外務大臣からは、ミャンマー政府として日本政府に協力していく考えであり、ビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の捜索を行っているが、いまだに見つかっていない旨の説明があった。」との答弁がなされている。では現時点において右二点はどうなっているのか、何らかの進展が見られているのか、詳細に説明されたい。

二 報道によると、外務省として二〇〇三年七月以降、災害援助等の人道支援に限定していた対ミャンマーODAを再開すべく、検討に入ったとのことであるが、右は事実か。外務省として、対ミャンマーODAを再開する考えているのか。

三 二が事実なら、外務省が対ミャンマーODA再開を検討するに至った背景にどのような要因があるのか、一の「射殺事件」を巡るミャンマー政府による現在までの対応はどう考慮されているのか、詳細に説明されたい。

四 対ミャンマーODAのあり方と「射殺事件」は、どのような関連性があるか。「射殺事件」の真相解明並びに長井さんが所持していたビデオカメラ等の返還なくして、同国へのODAが正常化され、再開されることはあつてはならないと考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第七九二号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出邦人保護並びに
ミャンマーODAに対する外務省の認識に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員浅野貴博君提出邦人保護並びに
対ミャンマーODAに対する外務省の認識
に関する質問に対する答弁書

一について

長井健司氏死亡事件については、政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の返還についてミャンマー連邦共和国(以下「ミャンマー」という。)政府への申入れを継続してきており、平成二十三年六月六日、松本剛明外務大臣が、ハンガリー・ブダペストにおけるワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣との会談において申入れを行い、また、同年六月二十八日、菊田真紀子外務大臣政務官が、ミャンマー・ネーピドーにおけるワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣との会談において、改めて同様の申入れを行ったところである。

これらの申入れに対し、ワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣からは、ミャンマー政府として日本政府に協力していく考えであり、ビデオカメラを含め長井健司氏が死亡したときに所持していた全ての所持品の捜索を行っているが、現時点では見つかっておらず、ミャン

マー政府として引き続き捜査を継続していく旨の説明があった。

二から四までについて

ミャンマーに対する経済協力に関しては、平成十五年五月に、アウン・サン・スー・チー女史がミャンマー政府当局に拘束されて以降の状況に鑑み、新規の案件は基本的に見合わせ、緊急性が高く、真に人道的な案件等について、ミャンマーの政治情勢を注意深く見守りつつ、案件内容を個別に慎重に検討した上で順次実施してきた。

その後、ミャンマー政府は平成二十二年十一月に総選挙を実施し、アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁措置を解除した。また、平成二十三年三月には民政移管が行われ、更に同年五月には政治犯約五十名を釈放した。我が国としては、これらの動きを、ミャンマーの民主化に向けた前向きな一歩であると考えており、経済協力については、今後、ミャンマーの民主化及び人権侵害の改善の状況を見守りつつ、ミャンマー国民に直接裨益する生活の基礎となる分野を中心に案件内容を個別に検討の上、実施することとし、その旨同年六月二十八日に、菊田真紀子外務大臣政務官からワナ・マウン・ルイン・ミャンマー外務大臣に対して伝えたところである。

長井健司氏死亡事件に関する我が国のミャンマー政府に対する対応については、我が国政府の申入れについての検討結果の通知を含めたミャンマー政府の対応を見極めた上で検討していく考えである。

平成二十三年七月四日提出
質問 第一一九三号

自動体外式除細動器(AED)の重要性に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

自動体外式除細動器(AED)の重要性に関する質問主意書

時間を争う救急蘇生の現場に居合わせた非医療従事者が、安心して、積極的に救命に取り組めることを目的として使用されている自動体外式除細動器(以下AEDという)は、これまで傷病者の安全確保に大いに貢献し、特に少子・高齢化が進展する中、我が国の安全安心の確保に努め、救命率の向上を図っていくことが国民的課題となっていくところである。

被災地の某総合病院の調査によると、東日本大震災の発生後から四月末まで、同病院において震災関連死亡とみられる被災者二十九人中、十三人は不整脈が原因で死亡、病院到着前にAEDを迅速に使用すれば救命できたという。自宅近くにAEDが設置された場所があったが使われなかった方、AEDが近くになかった方など亡くなった方に対して惭愧に耐えないが、大災害などの直後においては、心身のストレスによって不整脈が多発することから、AEDの設置増加と今後も更なる効果的な知識や技能の習得をするための講習を実施し、国民の理解の促進と広く社会に普及させ、またアクセス向上のために、国、地方公共団体、関連団体、学会等が一体となって取り組まなければならないと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 これまでの被災地における被災者によるAEDを使用した病院到着前救護の活動状況はどのようなになっているのか、被災地の沿岸部と内陸部別、蘇生者・死亡者数まで、できるだけ具体的に示されたい。

二 被災地の不特定多数が利用する施設等において、AEDを設置されている場合につき、配備されていること及び使用方法を明示している数はどのようにになっているのか、被災地別、被災前後まで分かる範囲で示されたい。

三 二に関連し、AEDの存在を明示するマーク・標識の開発状況について、被災前後ではどのようにになっているのか分かる範囲で示されたい。

四 三に関連し、国民のアクセス向上に資するため、AEDの存在を地図、公共の案内板の地図、及び携帯端末のマップ、ナビなどに明示するAEDマップを策定、促進すべきと考えが、管内閣の見解如何。

五 一〜四に関連し、AED使用による救命率向上に向けて、国は関係団体等と連携し、今後どのような対策を講じていくのか。またその対策は、平成二十三年度予算では、どのように反映されているのか、管内閣の見解如何。

六 総務省消防庁の調査によると、心肺停止の人に非医療従事者がAEDを使用した場合、一ヶ月後の生存率は四十二・五パーセントで、行わなかった場合の九・七パーセントに比べ、四倍以上の救命効果を発揮している。AED使用による救命率は当然百パーセントを目指す

べきと考えるが、国としては救命率の目標をどのように設定しているのか、菅内閣の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七七第二九三号
平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出自動体外式除細動器（AED）の重要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員木村太郎君提出自動体外式除細動器（AED）の重要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては把握していない。

三について

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の存在を明示するマーク・標識については、財団法人日本救急医療財団、AEDの製造会社等において開発されているものと承知しているが、東日本大震災発生後の開発状況については承知していない。

四について

厚生労働省としては、御指摘の「AEDマップ」の作成については、AEDの適正な使用を促進する上で有用であると考えており、これを含め、都道府県における取組に対する補助を行っているところである。

五について

AEDの適正な使用を促進するため、引き続き、厚生労働省において、都道府県における取組に対する補助を行うとともに、総務省消防庁において、消防機関における取組の推進を図ることとしている。

平成二十三年度予算においては、これらの対策に要する経費について、厚生労働省及び総務省消防庁において、それぞれ計上しているところである。

六について

政府としては、AEDの使用を含め、病院前救護に係る救命率の目標は定めていない。

平成二十三年七月四日提出
質問 第一一九四号

東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問主意書

東日本大震災復興構想会議（以下、「復興構想会議」という。）は、平成二十三年六月二十五日、「復興への提言」の文意に関する質問主意書を取りまとめ、内閣は議論の結果を復興に関する指針等に反映させることが予定されている。前日の六月二十四日には、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）（以下、「復興基本法」という。）が公布・施行され、復興構想会議は、同法第十八条に規定する法定機関となった。復興構想会議

は、有識者が自由闊達に議論され、「骨太の青写真」を描くことが期待されたものであり、取りまとめ文書にも、相応の自由度があつてしかるべきものとは理解する。しかしながら、その文意の中に、読者に明確に理解されず、解釈が様々に分かれるものがあることは、政府に関連する機関の文書としては好ましくないものと考ええる。ついては、取りまとめ文書の法的性格及び内閣としての文意の解釈を中心に、以下十六項目にわたり質問する。

一 「復興への提言」を取りまとめた六月二十五日時点で、復興構想会議は復興基本法第十八条に規定する法定機関となつたものと理解するが、取りまとめ文書の法的性格は、復興基本法に照らし、「建議」であるのか、「意見」であるのか、何う。また、平成二十三年四月十四日付け閣副第一二〇号との関係では、総理の「諮問」に対する「答申」であるのか、確認する。

二 平成二十三年四月十一日付け閣議決定によれば、復興構想会議の庶務は内閣官房において処理することとされていたが、復興基本法の施行以降は変化があるのか、何う。

三 「復興への提言」の文意は復興構想会議のメンバーにあるものと理解するものの、その作成に当たり、庶務を担っていた内閣官房も一定の役割を果たしたものと推察するが、事実関係を何う。

四 「復興への提言」前文第一段落中、「かくてこの国の「戦後」をずっと支えていた「何か」が、音をたてて崩れ落ちた。」とあるが、「何か」が具体的に意味するところは、読み手には不明確であ

り、いかようにも解釈できる。内閣として、「何か」が具体的に意味するところをどう考えているのか、明示されたい。

五 「復興への提言」第二頁第一段落中、「（前略）被災地への具体的処方箋の背景には、日本が「戦後」ずっと未解決のまま抱え込んできた問題が透けて見える。」とあるが、「未解決のまま抱え込んできた問題」が具体的に意味するところは、読み手には不明確であり、いかようにも解釈できる。内閣として、「未解決のまま抱え込んできた問題」が具体的に意味するところをどう考えているのか、明示されたい。

六 「復興への提言」第二頁下から第二段落中、「共死」という用語があるが、その意味について、国語辞典に載っている例があるのか、確認する。

七 六について、例が無ければ、その意味するところを明示されたい。

八 本論中、「防波堤」、「防潮堤」、「二線堤」には脚注が施されているが、「多重化による代替性」（リダンダンシー）には施されていない。脚注が望ましいと考えるが、内閣の見解を何う。

九 本論中、「新しい公共及び「6次産業化」にも脚注が望ましいと考えるが、内閣の見解を何う。

十 本論第十五頁中、「たとえば、過疎地における祭りが、地域を越えた子ども世代を外から動員することによって、生き生きと蘇った例があるではないか。」とあるが、具体的な事例を示されたい。

十一 十について、その具体的事例を脚注に載せ

ることが望ましいと考えるが、内閣の見解を伺う。

十二 本論第二十八頁中、「原発事故を起こりえないものとした考え方は、その意味では、地震や津波災害の場合よりも、何か外の力が加わることによっていつそう閉ざされた構造になっていったのだ。」とあるが、「何か外の力」が具体的に意味するところは、読み手には不明確であり、いかようにも解釈できる。内閣として、「何か外の力」が具体的に意味するところをどう考えているのか、明示されたい。

十三 内閣において、提言の冊子化を予定されているとの記述があるが、冊子化の経費を支弁する費目、提言の著作権の帰属及び今後のスケジュールを確認する。

十四 提言の冊子化の際には、提言本文に掲載予定の図表十二「漁港の機能分担と今後の復旧・復興に向けて」について、被災地の現状に鑑み、例えば、「水産物加工施設、製氷場等関連施設」といった表記が望ましいと考えるが、内閣の見解を伺う。

十五 本提言は、準行政文書であり、読み手に解釈を委ねる文学的手法は望ましくないと考えるが、改めて、四、五、六及び十二に照らし、内閣の見解を伺う。

十六 提言の冊子化に際しては、以上の質問で指摘したところも踏まえ、国民により明確に文意が伝わるように必要な修正を施すことを望むものであるが、内閣の見解を伺う。

内閣衆質一七七第二九四号

平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋慶一郎君提出東日本大震災復興構想会議「復興への提言」の文意に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「復興への提言」(以下「本提言」という。)は、東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号。以下「法」という。)第十八条第一項の規定に基づき設置された東日本大震災復興構想会議(以下「新会議」という。)が、同条第二項第一号の規定に基づき行った建議である。

二について

法第二十一条第一項において「本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く」と規定されており、東日本大震災復興対策本部に置かれている新会議の庶務は、同項に規定する事務局が処理している。

三について

内閣官房は、「東日本大震災復興構想会議の開催について」(平成二十三年四月十一日閣議決定)に基づき開催されてきた東日本大震災復興構想会議(以下「旧会議」という。)の事務局として、旧会議の委員による本提言の案の作成を補

佐した。

四、五、七から十二まで及び十四から十六までについて

本提言は、旧会議及び新会議において、委員が自由闊達な議論を行うことにより作成されたものであり、お尋ねの文言の意味するところや表記の仕方について、政府として見解を示すことは差し控えたい。

六について

確認した限りでは、「共死」について記載している国語辞典はなかった。

十三について

本提言については、七月中旬を目途に、印刷・製本し、広く配付することを予定している。これらに要する経費を支弁する費目は、(項)内閣官房共通費(目)庁費であり、本提言の著作権は東日本大震災復興対策本部に帰属している。

平成二十三年七月四日提出
質問 第一一九五号

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

提出者 稲田 朋美

原子力発電所の安全基準に関する質問主意書

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故及び政府による浜岡原子力発電所の全面停止要請を受けて、定期点検により運転を停止している原子力発電所の再稼働を要請された他の原子力発電所立地県が、再稼働を認める前提として、原子

力発電所に関する新たな安全基準を示すよう求めている。そこで、次の事項について質問する。

一 福島第一原子力発電所における炉心溶融、放射性物質漏出事故の原因について、複数の事象が原因となっているものと推測されるが、現時点ですべての原因が明らかになったのか、また調査中なのか、明らかにされたい。

二 福島第一原子力発電所について、今回の地震の振動によりどのようなダメージが生じたのか、現時点で判明しているものを明らかにされたい。また、そのダメージが今回の事故の発生にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされたい。

三 福島第一原子力発電所について、今回の地震の津波によりどのようなダメージが生じたのか、現時点で判明しているものを明らかにされたい。また、そのダメージが今回の事故の発生にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされたい。

四 福島第一原子力発電所の今回の事故の原因のうち、マニュアル通りの対応がなかった事態を悪化させた、状況判断が不適切であった、人為的なミスがあったなど、ヒューマンファクターの原因について現時点で判明しているものを明らかにされたい。また、この原因が事故の発生にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされたい。

五 福島第一原子力発電所における事故の原因について、運転開始後三〇年を超える高経年化事象が含まれるのか、もしくは、含まれる可能性があるのか明らかにされたい。またこの原因が

事故の発生にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされたい。

六 右二ないし五以外の原因について現時点で判明しているものを明らかにされたい。またこの原因が事故の発生にどのように影響を及ぼしたのか明らかにされたい。

七 右の質問に対する回答として挙げられた事故の原因について、かかる原因による事故の再発を防ぐために、どのような安全基準が設けられたのか、沸騰水型、加圧水型、高速増殖炉「もんじゅ」に採用されている溶融金属冷却炉（ナトリウム冷却炉）型の原子炉の形式ごとに明らかにされたい。また事故の原因について高経年化事象の可能性がある場合、再発防止のためにどのような安全基準が設けられるべきか原子炉の形式ごとに明らかにされたい。

八 七の回答として挙げられた安全基準について、東日本大震災で被災した原子力発電所以外の原子力発電所における確認状況を明らかにされたい。

九 福島第一原子力発電所における事故の原因のうち、現時点で判明していない原因について、今後原因が明らかになったときにどのように安全基準に反映するのか、原因が明らかでない現時点でどのような安全基準をもって他の原子力発電所の安全性を確認しているのか、明らかにされたい。

十 浜岡原子力発電所については、他の原子力発電所と扱いを異にし、全面停止を求め、再稼働要請も対象外としているが、浜岡原子力発電所については「福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流

電源喪失に至ったとしても、炉心を管理された状態で維持し冷温停止状態につなげることができるとの対応の手順の整備や必要な機器の配備を行っていること」又は「防潮堤の整備や建屋の水密化など中長期対策を計画していること」のいずれか、又は両方が欠けているということか。あるいは、これ以外の安全基準項目において満足していない項目があるのであれば、その項目を明らかにされたい。安全基準項目で満足していない項目がないのであれば、他の原子力発電所と同じ安全基準が満たされているにもかかわらず、浜岡原子力発電所だけ特別扱いする根拠を明らかにされたい。

十一 今回の事故を踏まえて、想定外の事態によつて原子炉の封じ込めに失敗し、放射性物質の大規模な漏出、拡散が発生することを前提とした対策も検討しなければならないと考えるが、そのような場合に備えて、どのような対策を行うのかを明らかにされたい。

十二 運転開始後四〇年を経過した高経年化プラントに関し、平成二十三年一月七日付原子力安全・保安院「高経年化対策実施状況に対する確認の充実について」記載の確認の状況及び福島第一原子力発電所の事故を受けて、高経年化プラントについて追加された安全基準項目を明らかにされたい。

十三 菅内閣総理大臣がエネルギー基本計画を見直して原子力発電所の増設は行わないという方針を表明したが、高経年化した原子炉をそのまま使用し続けるのか、新たな原子炉を建設した上で、高経年化した原子炉を廃炉にするのか、

現在建設中の原子炉の扱いについてどうするかその趣旨を明らかにされたい。

十四 加圧水型の原子炉では高温停止から低温停止にもつていくためにはボウ酸水で冷やさなければならぬが、そのときに窒素ガスが入る可能性があり、その点についての対策は十分ではないと思われる（平成二十三年四月一三日衆議院経済産業委員会の私の質問に対する寺坂政府参考人の回答が、その点についての現在の検討状況および安全対策について明らかにされた右質問する。

内閣衆質・七七第二九五号
平成二十三年七月十二日

内閣総理大臣 菅 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員稲田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員稲田朋美君提出原子力発電所の安全基準に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）の事故の原因について、これまでに得られた情報に基づく現時点での政府の見解は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震の発生時に運転中であつた第一号機から第三号機までについては、原子炉は制御棒挿入を

経て正常に自動停止し、原子炉を冷却するための動作を開始した。また、全ての号機において外部電源を喪失したが、第四号機に附属する定期検査中の一台を除く全ての非常用ディーゼル発電機が正常に起動した。その後、津波の到達により、第六号機に附属する一台を除く全ての非常用ディーゼル発電機の機能を喪失し、同号機及び同号機から電源融通を受けることができた第五号機を除く第一号機から第四号機までにおいて、全交流電源を喪失するに至り、第一号機から第三号機までの炉心の冷却を管理された状態が維持できなくなった。

また、現時点で、お尋ねの「ヒューマンファクター」や「高経年化事象」が当該事故の直接的な原因であるとする事実は確認されていないが、詳細な経緯等については、今後検証してまいりたい。

七から九までについて

経済産業省においては、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成二十三年三月三十日に各電気事業者に指示した緊急安全対策の実施状況について、立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、福島第一原子力発電所の事故を引き起こしたものと同程度の津波により、全交流電源喪失に至ったとしても、原子炉の炉型によらず、炉心を管理された状態で維持し冷温停止状態につなげることができるとの対応の手順の整備や必要な機器の配備を行っていること、防潮堤の整備や建屋の水密化など中長期対策を計画していることなどを確認している。今後とも、引き続き事故の原因については予断なく徹底的

な検証を行い、その検証で得られた知見を踏まえ、原子力の安全確保に万全を期してまいりたい。

十について

中部電力株式会社浜岡原子力発電所については、平成二十三年一月一日から三十年以内にマグニチュード八程度の想定東海地震が発生する可能性が八十七パーセントと極めて切迫していることに加え、想定東海地震は東北地方太平洋沖地震と同じプレート間地震であるため、大規模な津波の襲来の可能性が高いことが懸念される。このため、安全対策の更なる信頼性の向上の観点からこうした特別な事情を考慮する必要がある。想定東海地震による大規模な津波に十分耐えられる防潮堤の設置等の中長期的対策を終えるまでの間、全号機の運転を停止すべきと判断したものである。

十一について

経済産業省は、平成二十三年六月七日に、各電気事業者に対し、炉心損傷等のシビアアクシデントが万一発生した場合でも迅速に対応するために直ちに取組むべき措置として、緊急時における発電所構内通信手段の確保、水素爆発防止対策等の実施を指示し、当該指示に対する各電気事業者からの報告を踏まえ、現地での立入検査や訓練の立会いにより確認及び評価し、これらの措置が適切に実施されていることを確認している。

十二について

お尋ねの「確認の状況」については、これまでに、運転開始後四十年を経過した関西電力株式会社美浜発電所一号炉について立入検査等を実施

施し、同炉における高経年化対策が適切に実施されていることを確認している。

また、福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力発電所の高経年化に係る新たな規制を設けてはいない。

十三について

お尋ねの「原子力発電所の増設は行わないという方針」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、現在最も重要なことは、福島第一原子力発電所の事故をいかに収束させるかということであり、政府として、事態の収束に最善を尽くしているところである。その上で、事故の原因について徹底的な検証を行うつつ、原子力発電所の増設を含む今後のエネルギー政策の在り方について、国民各層の御意見を踏まえて検討を進めてまいりたい。

十四について

原子力安全・保安院は、加圧水型の原子炉においては、緊急停止時に原子炉の未臨界状態を維持するため、窒素ガスを用いて蓄圧タンクから原子炉へほう酸水を自動注入することが必要であるが、ほう酸注入に伴い、蓄圧タンクの窒素ガスが一次冷却系配管へ混入した場合には、一次冷却材の循環が阻害される事態となることは認識しており、今般の緊急安全対策の実施状況の確認においては、各電気事業者において、電源車から電力を供給してほう酸水の自動注入後蓄圧タンクの出口弁を閉止する手順が整備されていることを、立入検査や訓練の立会いにより確認している。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年七月十四日

提出者

災害対策特別委員長 吉田おさむ

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「祖父母」の下に「並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

理 由

災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であつて、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくして

いたものを加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成二十三年度約二億七千万円の見込みである。

明治二十五年三月三十日
第一種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体） 二二〇円	本号・部 一三〇円